

新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

資金繰り




設備投資・販路開拓



経営環境の整備



本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。

 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連



中小企業庁が運営する以下のオンラインツールも併せてご活用ください。



中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」
最新情報の配信に加え、自分に合った制度や条件検索も。

 ミラサポplus




公式ツイッター「中小企業庁」
パンフレット更新をいち早くお知らせ、その他情報も随時配信。

 @meti_chusho



メルマガ「e-中小企業ネットマガジン」
毎週（水）に中小企業支援施策・関連情報を配信。

 e-中小企業ネットマガジン



目次

- ◆ 新着情報 … 3

第1章 経営相談

- ◆ 経営相談窓口の開設 … 4
- ◆ 専門家によるアドバイス … 5

第2章 資金繰り支援

- ◆ 資金繰り支援内容一覧 … 6

【政府系融資/一般】

- ◆ 新型コロナウイルス特別貸付 … 7
- ◆ 商工中金による危機対応融資 8
- ◆ 新型コロナウイルス対策マル経融資 9
- ◆ 特別利子補給制度（実質無利子）10
- ◆ セーフティネット貸付の要件緩和 11

【政府系融資/生活衛生関係】

- ◆ 融資制度一覧 … 12
- ◆ 生活衛生新型コロナウイルス特別貸付13
- ◆ 新型コロナウイルス対策衛経融資 … 14
- ◆ 特別利子補給制度（実質無利子）15
- ◆ 衛生環境激変対策特別貸付 16

【民間の信用保証付き融資】

- ◆ セーフティネット保証4号・5号 17
- ◆ 伴走支援型特別保証制度 … 18
- ◆ 経営改善サポート保証 … 19

【借換/リスク/配慮要請】

- ◆ 日本公庫等の既往債務の借換 20
- ◆ 収益力改善支援 … 21

【借換/リスク/配慮要請】

- ◆ 既往債務の条件変更 … 22
- ◆ 金融機関等への配慮要請 … 23

【その他】

- ◆ 小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付等 … 24
- ◆ 経営セーフティ共済の特例措置 … 26
- ◆ DBJ・商工中金による危機対応融資 28

第3章 給付金

- ◆ 事業復活支援金 … 29

第4章 設備投資・販路開拓支援

【生産性革命推進事業】

- ◆ 中小企業等事業再構築促進事業 … 31
- ◆ 生産性革命推進事業 … 33
- ◆ ものづくり・商業・サービス補助金 … 35
- ◆ 持続化補助金 … 36
- ◆ IT導入補助金 … 37
- ◆ 事業承継・引継ぎ補助金 … 38
- ◆ 日本政策金融公庫等による設備資金貸付利率特例制度 … 39

【サプライチェーン改革】

- ◆ 海外サプライチェーン多元化等支援事業 … 40

【販路開拓支援】

- ◆ 非対面・遠隔の海外展開支援事業 41

【商店街のイベント等支援】

- ◆ GoTo商店街事業 … 42

第5章 経営環境の整備

【下請取引】

- ◆ 下請取引配慮要請 … 43
- ◆ 個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮要請 … 44

- ◆ 官公需における配慮要請 ……45
- ◆ 下請Gメンによる実態把握 ……46

第5章 経営環境の整備

【事業再編支援】

- ◆ 事業承継・事業引継ぎ推進事業 47

【資本性資金供給・資本増強支援】

- ◆ 中小企業向け資本性資金供給資本増強支援事業 ……48

【雇用関連】

- ◆ 雇用調整助成金の特例措置 ……49
- ◆ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 ……50
- ◆ 小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け） ……51
- ◆ 小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け） ……52
- ◆ 両立支援等助成金（介護離職防止支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）） ……53
- ◆ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金（労働者を雇用する事業主の方向け） ……54
- ◆ 両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）（労働者を雇用する事業主の方向け） ……55
- ◆ 緊急小口資金・総合支援資金 ……56
- ◆ 休業や労働時間変更への対応 ……57

- ◆ 都道府県労働局及び労働基準監督署における配慮 ……58

- ◆ 外国人の在留資格取扱い ……59

【テレワーク】

- ◆ テレワークに関する情報提供 ……60
- ◆ 専門家からの指導・助言 ……61
- ◆ 設備導入にかかる費用の支援 ……62

【海外関連】

- ◆ 現地進出企業・現地情報及びジェットロ相談窓口 ……64
- ◆ 貿易保険による支援策 ……65
- ◆ 輸出入手続きの緩和等について ……66

【家賃関連】

- ◆ 賃貸借契約についての基本的なルール 67

第6章 税・社会保険・公共料金

【税の申告・納付】

- ◆ 納税猶予・納付期限の延長 ……68
 - －納付猶予制度（国税）
 - －納付猶予制度（地方税）
- ◆ 欠損金の繰戻し還付 ……70
- ◆ 固定資産税等の軽減の全体像 ……71
- ◆ 固定資産税等の軽減 ……72

【社会保険】

- ◆ 厚生年金保険料等の猶予制度 ……73
- ◆ 厚生年金保険料等の標準報酬月額の特例改定について ……74
- ◆ 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）等の取扱いについて ……75

【公共料金】

- ◆ 電気・ガス料金の支払猶予等について 76
- ◆ NHK放送受信料の免除について ……77

リンク集 ……78

主な新着情報

5月30日 9:00時点

以下のページに関して更新を行いました。

第6章 税・社会保険・公共料金

- ◆ 電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方の支払期日に関し、新たに令和4年6月分の料金について1か月繰り延べること等の特例措置を講じています。 (76ページ)

5月27日 9:00時点

以下のページに関して更新を行いました。

第5章 経営環境の整備

- ◆ 【雇用関連】 (56ページ)

5月24日 9:00時点

以下のページに関して更新を行いました。

第3章 給付金

- ◆ 【事業復活支援金】 (29ページ)

5月13日 9:00時点

以下のページに関して更新を行いました。

第4章 設備投資・販路開拓支援

- ◆ 【生産性革命推進事業】 (38ページ)

5月12日 9:00時点

以下のページに関して更新を行いました。

第2章 資金繰り支援

- ◆ 【政府系融資/一般】 (10ページ)
- ◆ 【政府系融資/生活衛生関係】 (15ページ)

経営相談窓口の開設

令和2年1月29日より、中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等1,050拠点に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応しています。

どんな内容の相談ができるの？

例えば以下の様なお相談をいただいております。

①観光バス事業を展開。2月からの予約が全てキャンセル。従業員への給与支払い等資金繰りに不安がある。

→資金繰りに関し、日本政策金融公庫の貸付制度や信用保証協会の保証制度をご案内するとともに、各窓口をご案内。従業員給与関連では、雇用調整助成金の特例をご案内。

②インバウンド向け免税店を展開。新型コロナウイルス感染症の影響で中国、韓国等からの利用客が激減。

→今後の経営の相談先として、よろず支援拠点をご紹介。

上記はあくまで一例です。

まずは一度、経営相談窓口までご連絡ください。

【お問合せ先】新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

➡ 平日のご相談

※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



➡ 土日・祝日のご相談

※土日・祝日も相談を受け付けております。開設している窓口を、以下URLもしくは左のQRコードよりご確認ください。



<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228010/20200228010.html>

専門家による経営アドバイス

資金繰りだけでなく、売上げの拡大や経営改善、ITツールの導入など、中小企業・小規模事業者の皆様が抱える様々な経営のお悩みに、専門家が対応します。

①全国47都道府県のごよろず支援拠点において、専門家が何度でも無料で、様々な経営相談に対応いたします。

最寄りのよろず支援拠点までご相談ください。

平日のご相談

経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



土日・祝日のご相談

土日・祝日も相談を受け付けております。

開設している窓口を、左のQRコードよりご確認ください。

②ご相談の内容に応じて、無料で専門家派遣が受けられます。

※派遣申請に当たっては、事前によろず支援拠点または地域プラットフォームへのご相談が必要です。

最寄りのよろず支援拠点・地域プラットフォームまでご相談ください。

よろず支援拠点については、①のお問合せ先を、地域プラットフォームは以下のURLまたは右のQRコードをご確認ください。

<https://www.mirasapo.jp/regionplatform/about.html>



③テレワークやEC等の活用についてIT専門家から助言等を受けられる「中小企業デジタル化応援隊事業」を開始します。

事業HPについては下のURLまたは右のQRコードをご確認ください。

(当事業の詳細についてはP61にも掲載しております。)

事業HP <https://digitalization-support.jp/>



なお本事業では、使いやすいITツールや活用事例をまとめたサイト「ここからアプリ」も支援ツールとして活用していきます（左のQRコード）。



① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

資金繰り 支援内容一覧

融資制度、信用保証制度の両面から、事業者の皆様の資金繰りを支援します。

政府系金融機関による融資

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

金利引き下げなし

金利▲0.9引下げ

実質無利子融資

セーフティネット貸付

基準金利

【対象要件】

売上高等の要件はなし

新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス対策マル経融資

危機対応融資

【対象要件】

売上高▲5%以上減少

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）については、柔軟に対応

+

特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給

【対象要件】

個人事業主（小規模）：要件なし

小規模（法人）：売上高▲15%減

中小企業：売上高▲20%減

民間金融機関による信用保証付融資

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

セーフティネット保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域として指定。5号は影響を受けている業種を指定。

一般保証枠（2.8億円）

+

SN保証枠（2.8億円）

信用保証付融資における保証料減免

伴走支援型特別保証制度を利用した場合に保証料を減免。

【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

➤ **中小企業金融相談窓口** 0570-783183

※平日 9:00~17:00

➤ **個別支援策のお問合せ先** 各ページ末尾の【お問合せ先】までご連絡ください。

【民間の金融機関とのお取引に関するお問合せ先】

➤ **金融庁相談ダイヤル** 0120-156811（フリーダイヤル）

※平日10:00~17:00 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による

新型コロナウイルス感染症特別貸付

※新型コロナウイルス感染症特別貸付に特別利子補給制度
(10ページ)を併用することで実質的な無利子化を実現

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合、または店舗増加や合併など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前4年同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高（業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の平均売上高

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

【資金の使いみち】運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る）

【既往債務の借換】公庫の既往債務の借換も可 **【担保】**無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転20年以内 **【うち据置期間】**5年以内

【融資限度額（別枠）】中小事業6億円、国民事業8,000万円

【利下げ限度額】中小事業3億円、国民事業6,000万円

【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

中小事業1.08%→0.18%、国民事業1.23%→0.33%

※金利は令和4年4月1日時点、貸付期間5年の場合、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※前4年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できます。

※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

※国民事業においては、継続して事業を行う一般社団法人、社会福祉法人、NPO法人等の方も対象になります。

【お問合せ先】 ➡ **平日のご相談**

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

商工中金による危機対応融資

※危機対応融資に特別利子補給制度（10ページ）を併用することで実質的な無利子化を実現

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施します。

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合、店舗増加や合併など、売上増加に直結する設備や雇用等の拡大している企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前4年同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高（業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

- a 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高
- b 令和元年12月の売上高
- c 令和元年10月～12月の平均売上高

【資金の使いみち】運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る）

【既往債務の借換】商工中金による危機対応融資の既往債務の借換も可

【担保】無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転20年以内 **【うち据置期間】**5年以内

【融資限度額】6億円

【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利1.08%→0.18%（利下げ限度額：3億円）

※金利は令和4年4月1日時点、貸付期間5年の場合、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※前4年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できます。

【お問合せ先】商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711

※平日

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による 新型コロナウイルス対策マル経融資

※新型コロナウイルス対策マル経に特別利子補給制度（10ページ）
を併用することで実質的な無利子化を実現

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会等による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げ。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長。

【ご利用いただける方】

①最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

②前4年全ての同期との比較が望ましくない場合であって、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

- a 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高
- b 令和元年12月の売上高
- c 令和元年10月～12月の平均売上高

【資金の使いみち】運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る）

【融資限度額】別枠1,000万円

【金利】1.23%（令和4年4月1日時点）より当初3年間、▲0.9%

※利下げ限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

※前4年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できます。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店
または、お近くの商工会・商工会議所

※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する
経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

特別利子補給制度（実質無利子）

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、最長3年間分の利子相当額を一括で助成します。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象となります。

【適用対象】

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等で、特別貸付等の申込を行なった際の最近1か月、その翌月若しくはその翌々月の売上高又は最近1か月から遡った6か月間の平均売上高と前4年のいずれかの年の同期と比較して、以下の要件を満たす方

- ① 個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
- ② 小規模企業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③ 中小企業者等（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

【利子補給】

- ・期間：借入後当初3年間（最長）
- ・補給対象貸付上限額：中小事業・商工中金等 3億円、
国民事業6,000万円

※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

※業歴が3か月以上を有する創業間もない方や、1年以内に店舗拡大等を行った方は、前4年ではなく、過去3か月（最近1か月含む）の平均額・令和元年12月・令和元年10月～12月の平均額のうちいずれかの売上高と比較できます。

※国民事業における利子補給上限金額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

【詳細】

（独）中小企業基盤整備機構HP（特別利子補給制度特設ページ）
<https://tokubetsu-riho.jp/>

【お問合せ先】

（独）中小企業基盤整備機構
新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 0570-060515

【受付時間】平日 9:00～17:00



セーフティネット貸付の要件緩和

セーフティネット貸付とは？

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円

【貸付期間】 設備資金15年以内、運転資金 8年以内

【据置期間】 3年以内

【金利】 基準金利：中小事業1.08%、国民事業1.83%

(一定の要件を満たす場合は、基準金利-0.2%)

※ 4月1日時点、貸付期間5年の場合、貸付期間・担保の有無等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

令和2年2月14日より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

土曜日のご相談

日本公庫：0120-112476 (国民事業)

：0120-327790 (中小事業)

沖縄公庫：0120-981-827

生活衛生関係の事業者向け融資制度

一般の中小企業・小規模事業者を対象にした融資制度に加え、生活衛生関係の事業者の皆様は以下の支援策をご活用いただくことが可能です。

融資

一般向け支援と同様に、大きく分けて3段階の支援を実施。

金利引下げなし

金利▲0.9引下げ

実質無利子融資

生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 新型コロナウイルス対策衛経

金利当初3年▲0.9%引下げ

【対象要件】

売上高▲5%以上減少

衛生環境激変対策特別貸付

振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利を▲0.9%引下げ、飲食店・喫茶店営業の方は別枠1,000万円、旅館業の方は別枠3,000万円で融資

+

特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給

【対象要件】

個人事業主（小規模）：要件なし
小規模（法人）：売上高▲15%減
中小企業：売上高▲20%減

【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

➤ **中小企業金融相談窓口** 0570-783183

※平日 9:00~17:00

➤ **個別支援策のお問合せ先** 各ページ末尾の【お問合せ先】までご連絡ください。

【民間の金融機関とのお取引に関するお問合せ先】

➤ **金融庁相談ダイヤル** 0120-156811（フリーダイヤル）

※平日 10:00~17:00 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

※生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付に特別利子補給制度
(15ページ)を併用することで実質的な無利子化を実現

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

担保の有無に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。

【融資対象】生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合、または店舗増加や合併など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前4年同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高（業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の平均売上高

【資金の使いみち】運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る）

【貸付期間】設備20年以内、運転20年以内 **【うち据置期間】**5年以内

【融資限度額（別枠）】8,000万円 **【担保】**無担保

【金利】当初3年間基準金利▲0.9%（1.23%→0.33%）、4年目以降基準金利

【利下げ限度額】6,000万円

※金利は令和4年4月1日時点、貸付期間5年の場合、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※振興計画認定組合の組合員以外の方における運転資金は、既往債務（生活衛生貸付）

の借換を含む場合に限りです。

※前4年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できます。

※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

【お問合せ先】 ➡ **平日のご相談**

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による 新型コロナウイルス対策衛経融資

※新型コロナウイルス対策衛経に特別利子補給制度（15ページ）
を併用することで実質的な無利子化を実現

生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方が経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げ。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長。

【ご利用いただける方】

- ①最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方
- ②前4年全ての同期との比較が望ましくない場合であって、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高
 - b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月～12月の平均売上高

【資金の使いみち】運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る）

【融資限度額】別枠1,000万円

【金利】1.23%（令和4年4月1日時点）より当初3年間、▲0.9%

※利下げ限度額は「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」および「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」との合計で6,000万円となります。

※前4年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できます。

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】



平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

特別利子補給制度（実質無利子）

日本政策金融公庫等の「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、最長3年間分の利子相当額を一括で助成します。また、公庫の既往債務の借換も実質無利子化の対象となります。

【適用対象】

「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」により借入を行った中小企業者等で、特別貸付等の申込を行なった際の最近1か月、その翌月若しくはその翌々月の売上高又は最近1か月から遡った6か月間の平均売上高と前4年のいずれかの年の同期と比較して、以下の要件を満たす方

- ① 個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
- ② 小規模企業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③ 中小企業者等（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

【利子補給】

・期間：借入後当初3年間（最長）

・補給対象貸付上限額：6,000万円

※利子補給上限額は新規融資と公庫の既往債務借換との合計金額

※業歴が3か月以上を有する創業間もない方や、1年以内に店舗拡大等を行った方は、前4年ではなく、過去3か月（最近1か月含む）の平均額・令和元年12月・令和元年10月～12月の平均額のうちいずれかの売上高と比較できます。

※国民事業における利子補給上限金額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

【詳細】

（独）中小企業基盤整備機構HP（特別利子補給制度特設ページ）

<https://tokubetsu-riho.jp/>

【お問合せ先】

（独）中小企業基盤整備機構

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 0570-060515

【受付時間】平日 9:00～17:00



日本政策金融公庫及び沖縄公庫による 衛生環境激変対策特別貸付

衛生環境激変対策特別貸付とは？

感染症等の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している生活衛生関係事業者の経営の安定を図るために設けられた、日本政策金融公庫国民生活事業の特別貸付制度。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方

- ①最近 1 ヶ月間の売上高が前年または前々年の同期に比較して 10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。
- ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。

【資金の使いみち】 運転資金

【融資限度額】 別枠1,000万円（旅館業は別枠3,000万円）

【金利】 基準金利：1.83%

ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利－0.9%

※令和4年4月1日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

【貸付期間】15年以内（うち据置期間3年以内）

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

➡ 平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

セーフティネット保証4号・5号

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※最近1ヶ月の売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※最近1ヶ月の売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

- ※3月13日から、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用を緩和（過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高の比較等）
- ※新型コロナウイルス感染症の長期化・拡大に伴う経済活動の抑制等に伴う影響等を受けている事業者等について、認定基準の運用を緩和（「最近1ヶ月」を「最近6ヶ月」等での比較）

※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

- ◆ SN4号：令和2年3月2日に全都道府県を対象に指定しました。
- ◆ SN5号：四半期毎に業況の悪化している業種を指定しています。

詳細については、以下をご覧ください。

(https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)

※ご利用手続の流れ（4号・5号）

- ①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。
- ②対象となる中小企業者の方は本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行い、認定書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。

※認定書の有効期間は、認定書の発行の日から起算して30日です。ご利用に当たっては、認定の取得前にあらかじめ取引のある又はお近くの金融機関へご相談ください。

※都道府県を通じて市区町村に対し、金融機関によるワンストップ手続きの推進、申請書類等の負担軽減、認定事務の円滑化等の配慮を要請しました。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

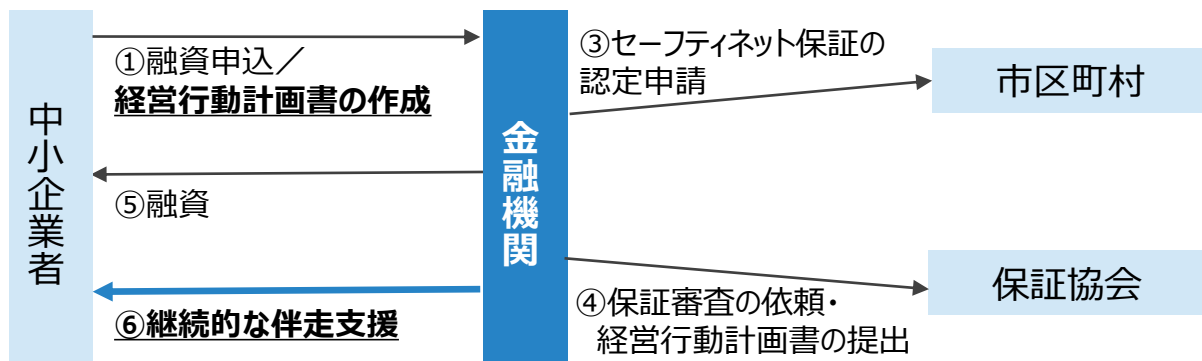
伴走支援型特別保証制度

一定の要件（売上減少▲15%以上等）を満たした中小企業者等が、金融機関による継続的な伴走支援を受けること等を条件に、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げる「伴走支援型特別保証制度」を措置。

- 保証限度額 : 6,000万円（令和4年2月より）
- 保証期間 : 10年以内
- 据置期間 : 5年以内
- 金利 : 金融機関所定
- 保証料率 : 0.2%（国による補助前は原則0.85%）
- 保証人 : 代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）
- 売上減少要件 : ▲15%以上
- その他 : ・原則セーフティネット保証4号・5号の認定を受けていること
・経営行動計画書を作成すること
・金融機関が継続的な伴走支援をすること

ご利用の流れ（一例）

②与信審査・書類準備



【制度の詳細：中小企業庁HP】

<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2021/210325hosyo.html>

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 0570-783183

※平日 9:00～17:00

※実際の融資の相談・申込については、お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。



経営改善サポート保証（感染症対応型）

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

早期の事業再生を後押しするため、経営サポート会議（※）や中小企業活性化協議会等の支援により作成した再生計画等に基づき、中小企業者が事業再生を実行するために必要な資金の借入を保証する「経営改善サポート保証制度」について、据置期間を最大5年に緩和したうえで、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げます。

※経営サポート会議：金融機関等の関係者により個々の事業者を支援する信用保証協会等を事務局とした支援の枠組み

- 保証限度額 : 2億8,000万円
- 保証期間 : 15年以内
- 据置期間 : 5年以内
- 金利 : 金融機関所定
- 保証料率 : 0.2%
(国による補助前は原則0.8% or 1.0%)
- 保証人 : 代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）
- 保証割合 : 責任共有保証（80%保証）。ただし100%保証およびコロナ禍のSN5号からの借換については100%保証。

【制度の詳細：中小企業庁HP】

<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2021/210325hosyo.html>



【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 0570-783183

※平日 9:00～17:00

※実際の融資の相談・申込については、お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

日本公庫等の既往債務の借換

※日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工組合中央金庫の危機対応融資について、各機関毎に、既往債務の借換も可能とし、実質無利子化の対象にします。

【対象制度】

- (1) 日本政策金融公庫及び沖縄公庫
 - ・新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - ・新型コロナウイルス対策マル経融資
 - ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - ・新型コロナウイルス対策衛経 等
- (2) 商工組合中央金庫等
 - ・危機対応融資

【金利引き下げ・実質無利子化の限度額】

- (1) 日本政策金融公庫及び沖縄公庫
 - 中小事業 3億円、
 - 国民事業 6,000万円
- (2) 商工中金 3億円

【借換え限度額】

- (1) 日本政策金融公庫及び沖縄公庫
 - 中小事業 6億円、
 - 国民事業 8,000万円、
- (2) 商工中金 6億円

※限度額は新規融資と公庫等の既往債務借換の合計額

【お問合せ先】

➡ 平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

商工中金 相談窓口 0120-542-711

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

収益力改善支援

収益力改善支援とは？

中小企業活性化協議会（※）において、令和4年4月1日から、コロナ禍での収益力の低下や資金繰り悪化が生じた先への支援に加え、一時的な収益力の悪化等により今後収益力が低下する恐れのある事業者への予防的計画策定支援を開始します。金融支援の有無は問わず、簡易な収支・資金繰り計画及び事業継続アクションプランの策定支援を行います。あわせて本支援において、特例リスケジュール支援の受け皿機能も担います。

主な支援内容、手続きの流れ

- ① **収益力改善に向けた計画策定支援**
 - ・ポストコロナに向け、収益力改善のためのアクションプラン等の策定を支援（原則無料*）。
- ② **資金繰り計画の策定支援**
 - ・今後数年間の資金繰り計画の策定を支援（原則無料*）。
- ③ **金融支援（リスケジュール）の調整【必要に応じて】**
 - ・必要に応じて、金融機関の支援姿勢を確認した上で、中小企業に代わり、金融機関に返済猶予を要請。
- ④ **定期的なモニタリング**
- ⑤ **金融機関との支援方針の目線合わせ**
 - ・金融機関とアクションプランの進捗状況を確認し、今後の支援方針を擦り合わせ。
- ⑥ **適切な支援策への移行**

(*）事業者の状況に応じ、費用負担が生じる可能性もあるが、その際も国が費用の一部を負担。

※中小企業活性化協議会とは

中小企業再生支援協議会と経営改善支援センターを統合し、令和4年4月1日より、中小企業活性化協議会を発足します。同協議会は、中小企業の活性化を支援する「公的機関」として47都道府県に設置されており、全国の商工会議所等が運営しています。また、同協議会が地域のハブとなり、金融機関、民間専門家、各種支援機関と連携し、「地域全体での収益力改善、経営改善、事業再生、再チャレンジの最大化」を追究します。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口：0570-783183

最寄りの中小企業活性化協議会

https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/16



① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

日本公庫等や民間金融機関による 既往債務の条件変更

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

既往債務の条件変更とは？

借入金の返済金額や返済方法等の条件について、事業者の方の業況に合わせて当初契約から変更（リスケジュール）することをいいます。具体的には、コロナ前の既往債務や、コロナ禍における実質無利子・無担保融資について、月々の返済を当面の間猶予又は減額したり、返済期限を延長することで、借入金を増やすことなく、手元の資金繰りを緩和することができます。

【手続きの流れ】

返済金額や返済方法等の見直しを希望される場合は、借入をしている政府系金融機関や各民間金融機関にご相談ください。

※政府系金融機関においては、条件変更時に、経営改善計画書や資金繰り表等の提出を省略することも可能ですので、各機関にご相談ください。

また、条件変更に際して、複数の金融機関との調整が必要な場合等には、中小企業活性化協議会にご相談ください。

【各金融機関への要請等】

民間金融機関や政府系金融機関に対しては、既往債務の返済猶予などの条件変更について、最大限柔軟に対応すること等について累次にわたって要請を行い、各金融機関では条件変更に対応しています。

【お問合せ先】

条件変更に関する具体的なご相談・お問い合わせは、借入をしている各金融機関の支店等をお願いいたします。

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

金融機関等への配慮要請

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように、関係機関と連携し、昨年2月以降、政府系金融機関等に対して累次にわたって要請を行いました。

1月19日の要請では、大臣名で事業者等の業況を十分に把握した上で、資金繰り支援に引き続き全力を挙げて丁寧かつ迅速に対応すること、政府系機関においては、条件変更時に、経営改善計画書や資金繰り表等を省略する等最大限柔軟な対応を行うことなど、資金繰り支援に万全を期すよう、改めて配慮を要請しております。

どんな配慮を要請しているの？（※繰り返し要請している内容は省略）
政府系金融機関等に以下の配慮を要請しております。

【年末の資金繰りについて（令和2年11月30日）】

- ①迅速かつ積極的な対応
- ②適時適切な貸出
- ③実情に応じた親身な対応
- ④個人保証の見直し等

【GoToキャンペーンの一時停止を踏まえて（令和2年12月17日）】

- ①迅速かつ柔軟に対応
- ②事業者等の実情に応じた最大限の配慮
- ③売上高要件の緩和

【緊急事態宣言を踏まえて（令和3年1月8日）】

- ①手続きの簡素化等顧客の利便性向上に努めること
- ②個別企業の実情に応じた最大限の配慮

【新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえて（令和3年1月19日）】

大臣から政府系金融機関等に対して、資金繰り支援に引き続き全力を挙げて丁寧かつ迅速に対応を要請。

なお、民間金融機関に対しても、金融庁から、事業者への積極的な支援（事業者を訪問するなどの丁寧な経営相談、経営の継続に必要な資金の供給、既存融資の条件変更等）を実施するよう、累次にわたって要請を行っております。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口：0570-783183

金融庁相談ダイヤル：0120-156811（フリーダイヤル）

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

特例緊急経営安定貸付

小規模企業共済制度の緊急経営安定貸付とは？

経済環境の変化等に起因した一時的な業況悪化により、資金繰りに支障をきたしている小規模企業共済の契約者に対して、(独)中小企業基盤整備機構が経営の安定を図るための事業資金を貸付ける制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより売上が減少した小規模企業共済の契約者に対し、緊急経営安定貸付の貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長などの貸付要件の緩和を実施します。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の貸付資格を有する契約者の方

【貸付限度額】

2,000万円（ただし、契約者が納付した掛金の総額の7～9割の範囲内）

【貸付利率】

無利子

【償還期間】

貸付金額500万円以下の場合は4年、貸付金額が505万円以上の場合には6年（いずれも据置期間1年を含む。）

【償還方法】

6ヶ月ごとの元金均等割賦償還

【担保、保証人】

不要

【お問合せ先】

(独) 中小企業基盤整備機構 共済相談室
平日 9:00～18:00 (電話) 050-5541-7171

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除

令和2年4月7日時点で契約者貸付を受けている方は、延滞利子を約定償還期日から1年間免除いたします。なお、約定償還期日が令和2年3月1日以降の借入れが対象となります。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の契約者の方

掛金の納付期限の延長等

ご希望により①掛金の納付期限の延長、②掛金月額の変額をお選びいただけます。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の契約者の方

①掛金の納付期限の延長

掛金の納付期限を最大6か月延長し、この期間の掛金の納付（掛金請求）を停止します。

②掛金月額の変額

掛金月額は、1,000円から7万円の範囲内（500円単位）で自由に選択できます。

【お問合せ先】

（独）中小企業基盤整備機構 共済相談室
平日 9:00～18:00（電話）050-5541-7171

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

新型コロナウイルス感染症にかかる 経営セーフティ共済の特例措置について

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

経営セーフティ共済とは

取引先の倒産時に、無担保・無保証人で掛金の最高10倍まで借入れできる制度です。このたび新型コロナウイルス感染症の影響を受けている契約者の皆様に、以下の特例措置を講じています。

共済金の償還（返済）期日の繰下げ

<償還（返済）中のお客様>

お客様からのお申し出により、償還期日を繰下げ、共済金の償還を6ヶ月間停止することができます。

※償還停止期間中の延滞利息（遅延損害金）は掛かりません。

※償還停止期間終了後からは、通常通りの約定償還が開始されます。

<これから償還（返済）を開始されるお客様（新規含む）>

お客様からのお申し出により、初回以降の各月の償還期日を繰下げ、償還開始を6ヶ月間遅らせることができます。

※償還停止期間中の延滞利息（遅延損害金）は掛かりません。

※6ヶ月の据置期間に加え、6ヶ月間の償還期日の繰下げを行うことにより、償還が開始されるのは、借入れから1年後となります。

※受付期限は、前月20日です。（機構必着）

受付期限を過ぎた場合は、翌月分の受付となります。

一時貸付金の返済猶予

<令和2年4月7日以前に一時貸付金を借り入れたご契約者様>

令和2年4月7日以前に一時貸付金を借り入れ、令和2年4月7日以降に約定返済日を迎える、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているご契約者様の一時貸付金について、ご希望により約定返済日から6か月間返済を猶予します。

<令和2年4月7日以降に一時貸付金を借り入れたご契約者様>

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているご契約者様が、新規（令和2年4月7日から令和3年4月7日までの期間）で借り入れた一時貸付金については、ご希望により約定返済日から6ヶ月間返済を猶予します。

※6ヶ月の返済猶予期間中は、違約金（延滞利息）は発生いたしません。

※返済猶予期間の途中であっても、返済あるいは借換をすることが可能ですので、ご希望の方は、下記共済相談室（コールセンター）までお申し出ください。後日、担当者から折り返しご連絡させていただきます。

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

新型コロナウイルス感染症にかかる 経営セーフティ共済の特例措置について

掛金の納付期限の延長等

< (a) 掛止めをする >

掛金総額が掛金月額に40倍に相当する額に達している場合、納付の掛止めができます。

※掛止め (a) と掛金月額の減額 (b) の手続きを同時に行うことができます。
※掛金の掛止め (a) により掛金納付月数が40か月以下となる場合、解約事由により解約手当金が掛金の額を下回ることがありますのでご注意ください。
お申出により、掛金の納付を再開することもできます。

< (b) 掛金月額を減額する >

事業規模縮小、事業経営の著しい悪化、疾病又は負傷、危急の費用支出といった場合には、掛金月額を減額できます。

(月額5,000円まで減額できます。※5,000円単位)

< (c) 掛金の納付期限を延長する >

令和2年11月分までの掛金の納付期限を延長することができます。延長期間が終了した翌月から、掛金を延長分と当該月の2か月分ずつ納めていただくこととなります(ご請求する金額が、通常の場合の倍額となりますのでご注意ください)。

※受付期限は、いずれも毎月5日です。(機構必着)

【各種申請様式・詳細】

新型コロナウイルス感染症にかかる経営セーフティ共済の特例措置の各種申請様式、詳細情報はWEBページをご確認ください。

中小企業基盤整備機構HP (特例措置関連ページ)

https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/disaster_relief_r2covid19_t.html



中小企業基盤整備機構HP
(特例措置関連ページ)

【お問合せ先】

(独) 中小企業基盤整備機構 共済相談室
平日 9:00~18:00 (電話) 050-5541-7171

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

DBJ・商工中金による 危機対応融資

指定金融機関である日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資や資本性劣後ローンによる資金繰り支援を実施しています。

また、民間金融機関との協調融資原則の適用を一時的に停止しており、指定金融機関単独での支援を可能としております。

	危機対応融資（シニアローン）	資本性劣後ローン
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月の売上高又は過去6ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期に比し5%以上減少している事業者又はこれと類似の状況にある事業者	
資金用途	設備資金、運転資金等	
貸付期間	設備20年以内 運転15年以内	長期一括償還 （貸付期間5年超で、事業者のニーズに応じて個別に決定）
融資限度額	原則上限なし	
金利	期間とリスクに応じた金利体系に基づき、一般の金利情勢等に応じて決定（次表に基づき、金利引下げを実施）	

○ 金利引下げ

	危機対応融資（シニアローン）	資本性劣後ローン
中堅企業	当初3年間▲1.0%	当初3年間▲2.0%（※2）
大企業（※1）	当初3年間▲0.5%	当初3年間▲1.5%（※3）

※1：大企業は、飲食・宿泊等の事業者（飲食店業、旅館業その他これらに類する業種に属する事業を主たる事業として営む者）が対象

※2：指定金融機関の貸出金利は、当初3年間1.0%を上限とする

※3：指定金融機関の貸出金利は、当初3年間1.0%程度とする

【お問合せ先】

日本政策投資銀行お問い合わせ先（新型コロナウイルス感染症に関する危機対応相談窓口） [0120-598-600](tel:0120-598-600)

商工組合中央金庫相談窓口 [0120-542-711](tel:0120-542-711)

事業復活支援金

新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、事業規模に応じた給付金を支給します。

【お知らせ】

申請期限を2022年6月17日(金)まで延長いたしました。

注1) 5月31日(火)までに、必ずアカウント発行を行ってください。

注2) 6月14日(火)までに、申請前に必要な「登録確認機関による事前確認」を受けてください。

【給付対象】

以下のポイント①、②を満たす事業者は、**業種や所在地を問わず給付対象**となり得ます。

ポイント①：**新型コロナウイルス感染症の影響**を受けた事業者

⇒対象となる影響の具体的な内容は、事務局ホームページでご確認ください。

ポイント②：2021年11月～2022年3月の**いずれかの月（「対象月」）の売上高**が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月（「基準月」）の売上高と比較して**50%以上又は30%以上50%未満減少**※1した事業者

※1 計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます（給付額の算定においても同じ）

【給付額】

基準期間※2の売上高 - 対象月の売上高 × 5か月分

※2 「2018年11月～2019年3月」「2019年11月～2020年3月」「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間であって、基準月を含む期間

【給付上限額】

売上高減少率	個人事業者	法人		
		年間売上高※3 1億円以下	年間売上高※3 1億円超～5億円以下	年間売上高※3 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上 50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※3 基準月を含む事業年度の年間売上高

事業復活支援金

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

登録確認機関による事前確認について

- 不正受給や誤って受給してしまうことへの対応として、申請希望者が、**①事業を実施しているか**、**②新型コロナウイルス感染症影響を受けているか**、**③給付対象等を正しく理解しているか**等を事前に確認します。
 - 具体的には、「登録確認機関」※4が、TV会議又は対面等で、事務局が定めた書類（帳簿等）の有無の確認や宣誓内容に関する質疑応答等の**形式的な確認**を行います。（登録確認機関は、当該確認を超えて、**申請希望者が給付対象であるかの判断は行いません**。また、**事前確認の完了をもって、給付対象になるわけではありません**。）
 - なお、**一時支援金又は月次支援金を受給済の方は、原則として事前確認が不要**です。また、**継続支援関係**※5に**当たる登録確認機関がある方は、事前確認を簡略化**できます。
- ※4 「登録確認機関」は、事務局ホームページより検索いただけます。
- ※5 登録確認機関の会員・組合員、顧問先、事業性等融資先等を指します。継続支援関係の詳細な定義、及び、該当する登録確認機関があるかどうかは、事務局ホームページでご確認ください。

事前確認後の申請について

- 事前確認を受け終えた後に、**事務局ホームページから申請**してください（事前確認を受け終えていない場合には、申請できません）。
- オンラインでの申請が困難な方におかれては、**申請サポート会場**をご利用ください。
▶「申請サポート会場」は、事務局ホームページよりご検索いただけます。

【事前確認から申請までの手順】

- 1** ・**アカウントの申請・登録**（申請ID発番）
・事前確認に**必要な書類の準備**
- 2** ・**身近な登録確認機関**を事務局ホームページから**検索**
・登録確認機関に**事前確認の依頼・事前予約**（電話又はメール）
★事前予約せずに登録確認機関に訪問することは絶対に行わないでください
- 3** ・**事前確認の実施**
⇒TV会議/対面等を通じた、書類の有無の確認や質疑応答による形式的な確認
- 4** ・事前確認完了後、マイページにて必要事項の入力等を行い、**事務局に申請**

【詳細はこちらをご覧ください】

- 事業復活支援金事務局 ホームページ
<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

【お問い合わせ先】事業復活支援金事務局 相談窓口（申請者専用）

- TEL：0120-789-140
- IP電話等からのお問い合わせ先：03-6834-7593（通話料がかかります）
- ※8:30～19:00（土日、祝日含む全日対応）



大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

中小企業等事業再構築促進事業

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援します！

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

【必須申請要件】

1. **2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。**
※上記を満たさない場合には売上高10%に代えて、付加価値額15%を用いることも可能
2. 事業計画を**認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。**
3. 補助事業終了後3～5年で、**付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。**

【補助対象経費】

建物費、建物改修費、賃貸物件等の原状回復、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等

【補助対象外経費の例】

- ・補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費
- ・不動産、株式、公道を走る車両、汎用品（パソコン、スマートフォン、家具等）の購入費
- ・販売する商品の原材料費、消耗品費、光熱水費、通信費等

■公募スケジュール

第6回：3月28日公募開始。5月下旬～6月上旬申請受付開始予定。

第7回：7月頃公募開始予定。

第8回：10月頃公募開始予定。

※**jGrants（電子申請システム）**での申請受付となります。**GビズIDプライムの発行まで一定期間を要しますので、**申請をお考えの方は早めのID申請をお勧めします（p.78をご覧ください）。なお、申請時には、「**暫定GビズIDプライムアカウント**」での受付も行います。

※**認定経営革新等支援機関**は、中企庁HPに記載の「**経営革新等支援機関一覧**」をご確認ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm>

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

中小企業等事業再構築促進事業

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

【補助金額・補助率】

＜通常枠＞

従業員数	補助金額	補助率
20人以下	100万円～2,000万円	中小企業：2/3（6,000万円超は1/2）
21～50人	100万円～4,000万円	
51人～100人	100万円～6,000万円	中堅企業：1/2（4,000万円超は1/3）
101人以上	100万円～8,000万円	

＜大規模賃金引上げ枠＞

補助額 従業員数101人以上：8,000万円～1億円

補助率 中小企業 2/3 中堅企業 1/2

（6,000万円超は1/2）（4,000万円超は1/3）

○事業場内最低賃金を年額45円以上の水準で引き上げること及び従業員数を年率平均1.5%以上（初年度は1.0%以上）増員させること。

＜回復・再生応援枠＞

従業員数	補助金額	補助率
5人以下	100万円～500万円	中小企業：3/4 中堅企業：2/3
6～20人	100万円～1,000万円	
21人以上	100万円～1,500万円	

○2021年10月以降のいずれかの月の売上高が2020年又は2019年の同月比で30%以上減少している、もしくは中小企業活性化協議会等から支援を受け再生計画等を策定していること。（売上高30%に代えて、付加価値額45%を用いることも可能。）

＜最低賃金枠＞ ※従業員数、補助金額及び補助率は＜回復・再生応援枠＞と同一です。

○2020年10月から2021年6月までの間で、3月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員の10%以上いること及び2020年4月以降のいずれかの月の売上高が2020年又は2019年の同月比で30%以上減少していること。（売上高30%に代えて、付加価値額45%を用いることも可能。）

＜グリーン成長枠＞

補助額 中小企業：100万円～1億円 中堅企業：100万円～1.5億円

補助率 中小企業：1/2 中堅企業：1/3

○補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均5.0%以上増加又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均5.0%以上増加の達成。

○グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、その取組に関連する2年以上の研究開発・技術開発又は従業員の一定割合以上に對する人材育成をあわせて行う。

※売上高の減少は求めない。

その他の詳細については、以下のページ（右のQRコード）をご覧ください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyosai/koutiku/index.html>



お問合せ先：事業再構築補助金事務局コールセンター

【ナビダイヤル】0570-012-088 【IP電話用】03-4216-4080

受付時間 9:00～18:00（日・祝日を除く）

生産性革命推進事業

生産性革命推進事業において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、将来の成長を下支えします。

令和3年度補正予算においては、現行の通常枠の一部見直しを行うとともに、特別枠を創設し、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援します。また、事業承継・引継ぎ補助金を新たに追加し、中小企業の実産性向上や円滑な事業承継・引継ぎを一層強力に推進します。

①ものづくり・商業・サービス補助金

➤ 新製品・サービス・生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援

【一般型】補助上限：750万円～2,000万円 補助率：1/2 ※

【回復型賃上げ・雇用拡大枠】補助上限：750万円～1,250万円

補助率：2/3

【デジタル枠】補助上限：750万円～1,250万円 補助率：2/3

【グリーン枠】補助上限：1,000万円～2,000万円 補助率：2/3

※小規模・再生事業者は2/3

②持続化補助金

➤ 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援

【通常枠】 補助上限：50万円 補助率：2/3

【特別枠】 補助上限：50万円～200万円 補助率：2/3

(※一部の類型において要件を満たす場合には補助率3/4)

【インボイス枠】 補助上限：100万円 補助率：2/3

③IT導入補助金

➤ ITツール導入による業務効率化等を支援

【通常枠】 補助上限：30万円～450万円 補助率：1/2

【デジタル化基盤導入枠】 (※複数社連携IT導入類型についてはP37に記載)

■デジタル化基盤導入類型

<ITツール> 補助上限：5万円～350万円 補助率：最大3/4

<PC等> 補助上限：10万円 補助率：1/2

<レジ等> 補助上限：20万円 補助率：1/2

④事業承継・引継ぎ補助金

➤ 事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援

補助上限：150万円～600万円 補助率：1/2～2/3

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

生産性革命推進事業

生産性革命推進事業において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、将来の成長を下支えします。

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

■各補助事業の公募スケジュール

①ものづくり・商業・サービス補助金

10次締切

公募開始 2月16日(水)、申請締切 5月11日(水)

※10次締切以降も、通年で公募を実施する予定です。

②持続化補助金

8次公募

公募開始3月22日(火)、申請締切6月3日(金)

※8次締切以降も、通年で公募を実施する予定です。

③IT導入補助金

通常枠：

令和4年3月31日公募開始

デジタル化基盤導入類型：

令和4年3月31日公募開始

④事業承継・引継ぎ補助金

専門家活用、廃業・再チャレンジ：令和4年3月31日

経営革新：令和4年4月予定

※詳細は各補助金ページ（35～38ページ）を参照ください

詳細は、下記ポータルサイトからご確認ください。

（中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト）

<https://seisansei.smrj.go.jp>



【各補助金に関するお問合せ】

35～38ページに記載の各補助金お問合せ先をお願いいたします。

【生産性革命推進事業全体に関するお問合せ先】

中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業 コールセンター

※可能な限り、メールによるお問い合わせをお願いします。

メールでのお問合せ：seisanseikakumei@smrj.go.jp

生産性革命推進事業 コールセンター：03-6837-5929

①ものづくり・商業・サービス補助金

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

基本情報

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。

支援対象：中小企業、小規模事業者 等

申請類型：

【通常枠】 補助上限：750万円～1,250万円（※）

補助率：中小 1/2、小規模・再生事業者 2/3

【回復型賃上げ・雇用拡大枠】補助上限：750万円～1,250万円（※）

補助率：2/3

【デジタル枠】補助上限：750万円～1,250万円（※）

補助率：2/3

【グリーン枠】補助上限：1,000万円～2,000万円（※） 補助率：2/3

（※）補助上限額は従業員規模により異なります。

想定される活用例

（通常枠）

- ・印刷業がUVインクジェット印刷機を導入し、低コストな特殊印刷サービスを提供
- ・カフェが「食べられるクッキー生地のコヒーカップ」の製造機械を新たに導入（デジタル枠）
- ・AI・IoT、センサー、デジタル技術等を活用した新製品・サービスを開発
- ・製造プロセスを効率化するAIやロボットシステムを新たに導入

（グリーン枠）

- ・省エネ、環境性能に優れた新製品・サービスを開発
- ・生産工程の脱炭素化に資する設備を新たに導入

公募スケジュール（10次締切）

公募開始：令和4年2月16日（水）17時

申請締切：令和4年5月11日（水）17時

※10次締切以降も、通年で公募を実施する予定です。

ものづくり補助金の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【ものづくり補助金についてのお問合せ先】

ものづくり補助金事務局

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/>

電話番号：050-8880-4053（10:00～17:00（土日祝日除く））

公募要領に関するお問合わせ：monohojo@pasona.co.jp

電子申請システムの操作に関するお問合わせ：

monodukuri-r1-denshi@gw.nsw.co.jp



② 持続化補助金 <一般型>

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

基本情報

小規模事業者等の販路開拓等のための取組を支援。
第8回公募より通常枠に加え、新たな特別枠を創設。

支援対象：小規模事業者 等

申請類型：

【通常枠】 補助上限：50万円 補助率：2/3

【特別枠】（賃金引上げ枠・卒業枠・後継者支援枠・創業枠）

補助上限：200万円 補助率：2/3

（※賃金引上げ枠のうち、赤字事業者は補助率3/4）

【インボイス枠】 補助上限：100万円 補助率：2/3

想定される活用例

- ・そば粉の製粉に使用する機械を一新し、そば粉の前処理の安定化、かつ時間短縮化により、事業再開後の繁忙期の売り切れなどを回避。
- ・地域の特産品（サワラ）を活用し、お土産となり得る「鱈の西京漬け」を始めとした加工品の試作を行うことで、新規顧客の獲得を図る。
- ・店舗の入り口をスロープ化し、車椅子の利用者や高齢者にとって利用しやすい環境作りをすることで、販路開拓に繋げる。

公募スケジュール（8次締切）

公募開始：令和4年3月22日（火）

申請締切：令和4年6月3日（金）

※8次締切後も申請受付を継続し、複数回の締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います（制度内容、予定は変更する場合がございます）。

持続化補助金の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【小規模事業者持続化補助金（一般型）についてのお問合せ先】

商工会地区HP https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

※お問い合わせ先は所在地によって異なるため、上記HPよりご参照下さい。



商工会議所地区HP <https://r3.jizokukahojokin.info/>

電話番号：03-6632-1502

受付時間：9:00～12:00／13:00～17:00（土日祝日除く）



③ IT導入補助金

ITツール導入による業務効率化等を支援。

基本情報

支援対象：中小企業・小規模事業者 等

補助額：

【通常枠】 補助上限：30万円～450万円

【デジタル化基盤導入枠】

■ デジタル化基盤導入類型

<ITツール> 補助上限：5万円～350万円

<PC等> 補助上限：10万円

<レジ等> 補助上限：20万円

※複数社連携IT導入類型については補助上限 3,000万円

補助率：1/2

※デジタル化基盤導入枠のうちITツールについては最大3/4

想定される活用例

- ・中小企業等が行う、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツール等を導入する
(通常枠の導入例)
- ・経理業務を効率化するため、インボイス制度に対応した会計ソフトを導入。
- ・労働基準に関する制度に対応した労務管理を効率的に行うため、勤怠管理ツールを導入。
(デジタル化基盤導入枠の導入例)
- ・インボイス制度に対応した決済ソフトと、それを利用するためのPCを導入。

公募スケジュール（通常枠・デジタル化基盤導入枠）

公募開始：令和4年3月31日(木)

応募締切：申請状況を踏まえて設定予定です。

最新の情報は事務局ポータルサイトをご確認ください。

IT導入補助金の応募方法等の詳細は、下記のサイトで公開中です。

【サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト】

<https://www.it-hojo.jp/2022/>

または右のQRコードよりご確認ください。



【IT導入補助金についてのお問合せ先】

電話番号：0570-666-424

※IP電話等からお問合せの場合は042-303-9749までご連絡ください。

受付時間：9:30～17:30（土日祝日除く）

④ 事業承継・引継ぎ補助金

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

事業承継・M&A後の経営革新やM&A時の専門家活用等を支援する事業

基本情報

・ 対象：中小企業・小規模事業者 等

・ 補助率、補助額

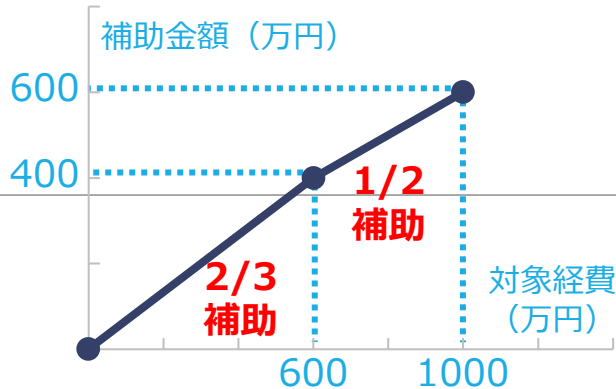
- **経営革新事業**※1：

2/3、～400万円

1/2、400～600万円※2

※1 「創業支援型」「経営者交代型」「M&A型」が存在

※2 一定の要件を満たす場合、補助上限額を引き上げ



- **専門家活用事業**※：2/3、～600万円（M&Aが未成約の場合300万円）

※ 仲介・フィナンシャルアドバイザー手数料については、「M&A支援機関登録制度」に登録された者に対するもののみが対象

- **廃業・再チャレンジ事業**※：2/3、～150万円

※ 経営革新事業または専門家活用事業と併用可

想定される活用例

（「経営革新事業」の支援例）

- ・ 承継者の強みを活かした新たな商品開発を行うための設備の導入
- ・ 新たなサービスを提供するための店舗の改修 等

（「専門家活用事業」の支援例）

- ・ M&Aの相手方との基本合意内容に関する調整、基本合意書の作成及び調印支援、最終契約書の内容に関する両当事者間の調整などを行うM&A支援機関の活用
- ・ デューデリジェンスにより買収価格の試算をするための専門家の活用
- ・ 支援内容に関するセカンドオピニオンの支援 等

（「廃業・再チャレンジ事業」の支援例）

- ・ 事業承継やM&Aに伴う原状回復や在庫処分 等

公募スケジュール

- ・ 公募開始：（専門家活用、廃業・再チャレンジ）令和4年3月31日
（経営革新）令和4年4月予定

【お問合せ先】

事業承継・引継ぎ補助金事務局コールセンター

電話：（経営革新事業）050-3615-9053

（専門家活用事業／廃業・再チャレンジ事業）050-3615-9043

受付時間：10時～12時、13時～17時（土日、祝日を除く）

日本政策金融公庫等による 設備資金貸付利率特例制度

新事業・ビジネスモデルの転換、DX等の設備投資意欲を喚起するために、生産性向上に資する設備投資の適用利率について、通常の適用利率（基準又は特別利率①～③等）から、当初2年間さらに▲0.5%金利を引き下げます。

【貸付対象】

日本政策金融公庫等の各貸付制度（※1）に該当する場合で、5年間で2%以上の付加価値額（※2）の向上が見込まれる設備投資を実施する事業者の方

（※1）災害関連やコロナ関連貸付、海外展開、資本性劣後ローン等は除く

（※2）営業利益、人件費及び減価償却費の合計額

【適用利率】

貸付後2年間、適用した貸付制度の貸付利率▲0.5%

【貸付限度額】

各貸付制度に定める限度額

（中小事業7.2億円、国民事業7.2千万円等）

※別途東日本大震災からの再建復興を図るため、被災地域で雇用の維持または雇用の拡大が見込まれる設備投資を実施する事業者を対象にした特例制度もあります。
詳しくは、各機関の支店窓口までお問い合わせください。

【お問合せ先】

▶ 平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

海外サプライチェーン多元化支援事業

製品・部素材の海外製造拠点の複線化等、サプライチェーン強靱化に向けた設備導入を支援します。

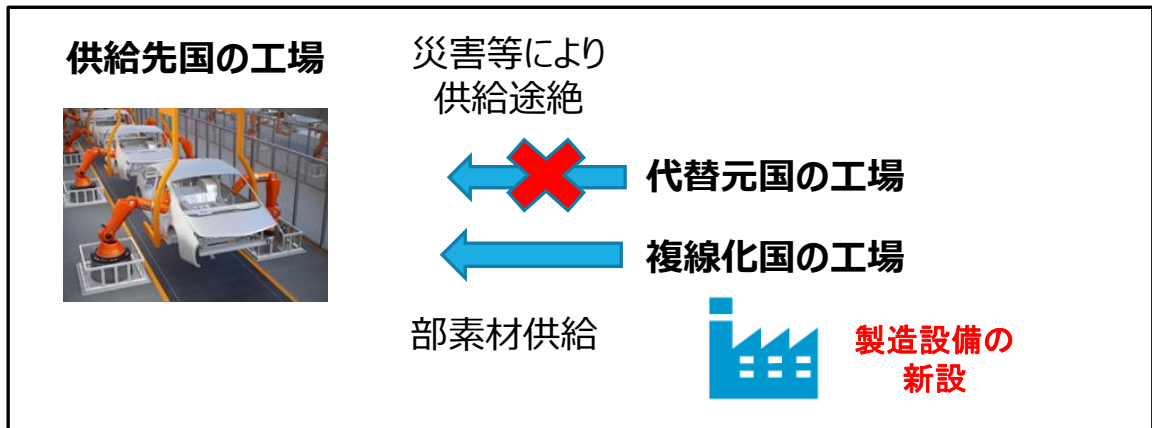
基本情報

補助対象：企業によるASEAN諸国等への設備投資

補助率：中小企業 2/3 以内、大企業 1/2 以内に、
補助率調整指数（20%～100%）を乗じて
最終的な補助額を決定

イメージ図

海外生産拠点の複線化



公募スケジュール

公募期間：2022年1月31日（月曜日）～2022年3月31日（木曜日）

【お問合せ先】

➤（独）日本貿易振興機構

海外サプライチェーン多元化等支援事業支援事務局

HP：<https://www.jetro.go.jp/services/supplychain>

※専用フォームよりお問い合わせください

TEL：03-3582-5410

受付時間：09:00～12:00／13:00～17:00（土日祝日除く）

E-mail: SCS@jetro.go.jp

➤経済産業省 貿易経済協力局 貿易振興課

TEL：03-3501-6759（直通）

受付時間：10:00～12:00／13:00～17:00（土日祝日除く）



① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

非対面・遠隔の海外展開支援事業 (越境EC)

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

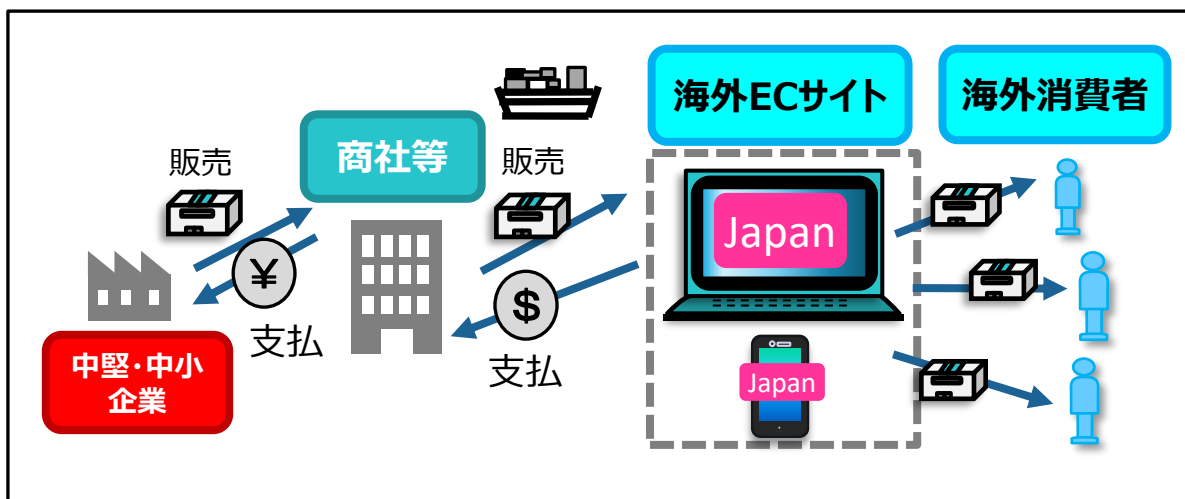
⑤ 経営環境

⑥ 税等

海外への渡航が制限されるなかでも、海外に日本産品を輸出できるよう、JETROが海外ECサイトでの日本産品の販売を支援します。

制度の仕組みを教えてください

JETROが海外のECサイトに「ジャパンモール」を設置し、日本の商品の販売促進を行います。



どうすればECサイトで商品を販売できるの？

JETROに商品情報を登録してください。登録されたものから、海外のECサイトが売りたい日本産品を選定し買取り、海外消費者に販売します。

出品したものの、売れなかった場合はどうなるの？

ECサイトが買い取るため、返品リスクがありません。また海外ECサイトの調達拠点は日本にあるので、日本国内の取引で完了します。

【お問合せ先】

JETROデジタルマーケティング部プラットフォームビジネス課

電話：03-3582-4686

JETRO国内事務所一覧

URL：<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>



Go To商店街事業

3密対策等の感染拡大防止対策を徹底しながら、ウィズコロナの状況に対応していくために商店街等が行うオンライン活用事業、新たな商材開発やプロモーション制作など、「地元」や「商店街」の良さを再認識するきっかけとなる取組を支援します。

各地域で、消費者や生産者との接点を持つ「商店街」が、率先して「地元」の良さを発信や、地域社会の価値を見直すきっかけとなる取組を行い、地域に活気を取り戻していくことを通じて商店街の活性化につなげることがねらいです。

【対象事業者】

- ・商店街等（中小小売業・サービス業のグループ等）
※商店街、飲食店街、温泉組合 等

【対象事業】

- ・消費者や生産者が、地元や商店街の良さを再認識するきっかけとなるような商店街イベント等の実施（オンラインを活用したイベント実施も含む）
- ・地域の良さを再発見を促すような、新たな商材の開発やプロモーションの制作

【上限額】

- ・事業実施にかかる費用の実費分について、1申請当たり、以下の上限額まで支援します。

定額を超えた額については、商店街等が1/2を自己負担となります。

- ① 1者による単独申請
1申請当たり300万円上限（200万円まで定額支援）
- ② 2者連携による申請
1申請当たり700万円上限（300万円まで定額支援）
- ③ 3者以上の連携による申請
1申請当たり950万円上限（500万円まで定額支援）

【公募期間】

- ・調整中

制度概要については、以下のURLからご確認ください。

【詳細URL・お問合せ先】

https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/hosei3.html

中小企業庁 経営支援部 商業課：03-3501-1929

下請取引配慮要請

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業に対し、配慮を求める要請文を、業界団体等（約1,100団体）を通じて、親事業者に発出。※昨年2月14日、3月10日の2回要請を実施。

どんな配慮を要請しているの？

【取引上のしわ寄せ防止（令和2年2月14日）】

- ① サプライチェーンの毀損等を理由にして、通常支払われる対価より低い下請代金の設定を行わないこと。
- ② 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や部品の調達業務の委託を行わないこと。
- ③ 下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること。

【納期や支払い等への一層の配慮（令和2年3月10日）】

- ① 納期に遅れる可能性に留意し、納期に関し柔軟な対応を行うこと。
- ② 原材料価格等の高騰及び短納期によるコスト増を踏まえ、適正なコスト負担を行うこと。
- ③ 下請事業者の資金繰りが苦しい状況にあることを踏まえ、迅速な支払いや前金払等の柔軟な支払いに努めること。
- ④ 発注の取消・変更を行う際には、仕掛品代金の支払いを行うなど最大限の配慮を行うこと。

親事業者から、不当な発注等を受けた場合は、どこに相談すればいいの？

【お問合せ先】

下請かけこみ寺：0120-418-618 までご連絡下さい。

個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮要請

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスと取引を行う発注事業者に対して、取引上の適切な配慮を行うよう、業界団体を通じて要請。

どんな配慮を要請しているの？

【取引上の適切な配慮】

① 新型コロナウイルス感染症の拡大防止やそれに伴う需要減少等を理由に、契約を変更する場合には、報酬額や支払期日等の新たな取引条件を書面等により明確化するなど、下請振興法、独占禁止法及び下請代金法等の趣旨を踏まえた適正な対応を行うこと。

(適正な対応の例)

- 一方的に契約の変更を行うのではなく、変更の内容について、契約の相手方である個人事業主・フリーランスの同意を得た。
- 契約の変更に際し、当該変更によって新たに個人事業主・フリーランスに発生する費用を報酬額に上乗せした。
- 契約の変更（一部解除）に際し、既に個人事業主・フリーランスに発生している費用を負担した。

② 個人事業主・フリーランスが、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うこと。

③ 個人事業主・フリーランスから、発熱等の風邪の症状や、休校に伴う業務環境の変化を理由とした納期延長等の求めがあった場合には、十分に協議した上で、できる限り柔軟な対応を行うこと。

親事業者から、不当な発注等を受けた場合は、どこに相談すればいいの？

【お問合せ先】

下請かけこみ寺：0120-418-618 までご連絡下さい。

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

官公需における配慮要請

官公需の発注にあたって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対し、特段の配慮を行うよう、令和2年3月3日に各府省等へ配慮要請を発出。

どんな配慮を要請しているの？

① 柔軟な納期・工期の設定・変更及び迅速な支払

中小企業・小規模事業者との物件等の契約において、例えば翌年度にわたる納期の変更など、年度末等の納期・工期について柔軟な対応を行うとともに、支払時期については、発注に係る工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに支払いを行うよう努めること。

② 適切な予定価格の見直し

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況、原材料費及び輸送費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格の見直しを行うこと。

③ 各府省等の官公需相談窓口における相談対応

各府省等の官公需相談窓口において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応すること。

【お問合せ先】 各府省等の官公需相談窓口

以下URLもしくは右のQRコードよりご確認ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/kuni/sodan_ichiran.html



下請Gメンによる実態把握

全国で120名の下請Gメンが中小企業を訪問し、取引上のお困りごとについてヒアリング。今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、取引状況の変化やその影響など実態を把握し、政府の対策に活用。

どのように活用されるの？

例えば、ヒアリングを通じて、以下の様な声をいただいております。こうしたお声を、政府の対策の検討に活用しています。

■ 放送コンテンツ産業

「3月に予定していたイベントが全て中止、売上の目途が立たない。」

■ 産業機械製造業

「中国からの部品供給の停滞により、代替製造の依頼がある。なかには短納期の仕事もある上に、残業代を下請代金に上乗せしても、利益があがらない。」

■ 建設機械製造業

「人手不足の影響から少ない従業員で経営していたところ、今、従業員が新型コロナウイルス感染症に罹患すると、工場の稼働を止めざるを得ず、倒産の危機に直面する可能性がある。」

また、ヒアリングにおいて、親事業者による買ったときなど不当な行為を把握した場合には、下請法等に基づき、厳正に対処します。

上記はあくまで一例です。ヒアリングにご協力いただける場合は、下請Gメンヒアリング担当までご連絡ください。

【お問合せ先】各経済産業局 下請Gメンヒアリング担当

北海道	011-700-2251	中部	052-589-0170	四国	087-883-6423
東北	022-217-0417	近畿	06-6966-6037	九州	092-482-5450
関東	048-600-0324	中国	082-224-5745	沖縄	098-866-1755

または、中小企業庁 取引課 取引調査班 03-3501-3649

事業承継・事業引継ぎ推進事業

新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、地域の貴重な経営資源を散逸させることなく、次世代へ引き継ぐため、事業承継・引継ぎを支援するとともに、事業承継・引継ぎ後に行う新たな取組等を支援します。

1. 事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組（設備投資、販路開拓等）や廃業に係る費用、事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用（仲介手数料、デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等）の一部を補助します。

支援類型		補助率	補助上限額	上乗せ額 ※廃業を伴う場合
①事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組や廃業に係る費用の補助				
創業支援型	他の事業者が保有している経営資源を引き継いで創業した事業者への支援	2/3	400万円	200万円
経営者交代型	親族内承継等により経営資源を引き継いだ事業者への支援	2/3	400万円	200万円
M&A型	M&A（株式譲渡、事業譲渡等）により経営資源を引き継いだ事業者への支援	2/3	800万円	200万円
②事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用の補助				
専門家活用型		2/3	400万円	200万円 (売り手のみ)

また、中小企業が事業承継・引継ぎを検討する機会を提供する説明会等の実施を支援します。 ※説明会等の開催方法等については、開催時における政府や開催地自治体のイベント開催に関する方針に従うこととします。

2. 承継トライアル実証事業

実証事業により、後継者に求められる素養・能力と、それらを習得するために必要な後継者教育の型を明らかにします。

3. 事業引継ぎ支援センターの支援体制の整備

事業者のニーズに対して適切な相談対応やマッチング支援を行うため、全国47都道府県の事業引継ぎ支援センターの支援体制を整備します。

<支援内容>

- ① 事業引継ぎに関する経営上の課題抽出と解決に向けたサポート、情報提供
- ② 後継者不在企業と引継ぎ希望企業／創業希望者とのマッチング支援
- ③ 事業引継ぎを行う金融機関、仲介業者等の登録機関への紹介
- ④ 専門家派遣による利用企業へ寄り添った最適な支援

【お問合せ先】 中小企業庁 事業環境部 財務課 03-3501-5803

最寄りの事業引継ぎ支援センターは、
以下のURL又は右のQRコードよりご確認ください。

<https://shoukei.smrj.go.jp/contact/>



中小企業向け資本性資金供給・ 資本増強支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業に対して、出資等を通じた資本増強策を強化することで、スタートアップの事業成長下支えや事業の「再生」により廃業を防ぐとともに、V字回復に向けた「基盤強化」を図ります。

1. 新型コロナ対策資本性劣後ローン

日本公庫及び商工中金等において、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本性劣後ローンを供給し、事業の成長・継続等を支援します。

【主な貸付条件】

貸付対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、以下のいずれかに該当する事業者

- ① J-Startupに選定又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けた事業者
- ② 中小企業活性化協議会の関与のもとで事業再生を行う事業者又は中小機構が出資する投資ファンドの関与のもとで事業の再生を行う事業者
- ③ 事業計画を策定し、民間金融機関等による協調支援（※1）を受ける事業者（※2）
 - ※1 原則として融資後概ね1年以内に民間金融機関等から融資等による資金調達が見込まれること
 - ※2 民間金融機関等からの協調支援を希望しない場合等においては、認定支援機関の支援を受けて事業計画を策定していれば対象

貸付限度：中小事業・商工中金10億円（別枠）、国民事業7,200万円（別枠）

貸付期間：5年1ヶ月、7年、10年、15年、20年（期限一括償還）※5年を超えれば期限前弁済可能

貸付利率：当初3年間一律、4年目以降は直近決算の業績に応じて変動

当初3年間及び 4年目以降赤字の場合	4年目以降黒字の場合		
	5年1ヶ月・7年・10年	15年	20年
0.50%	2.60%	2.70%	2.95%

2. 中小企業経営力強化支援ファンド

新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した地域の核となる企業の倒産・廃業を防ぐため、官民ファンドによる出資やハンズオンでの経営支援等により、経営力の強化とその後の成長を全面サポートします。

3. 中小企業再生ファンド

過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るために、官民連携のファンドを通じて、債権買取りや出資等を行い、経営改善までのハンズオン支援を実施します。

また、全国47都道府県の「中小企業活性化協議会」とも連携し、再生計画の策定と事業再生を促進します。

（ファンドの基本的なスキーム）



【お問合せ先】

1. 資本性劣後ローン

日本公庫 <平日> 0120-154-505

商工中金 <平日> 0120-542-711

沖縄公庫 <平日> 0120-981-827

2. 中小企業経営力強化支援ファンド 及び 3. 中小企業再生ファンド

中小企業金融相談窓口 0570-783183 ※平日 9:00~17:00

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

雇用調整助成金の特例措置

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

雇用調整助成金とは？

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、事業主の申請に基づき、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部を助成するものです。

【特例措置の対象となる対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

※売上等事業活動の状況を示す直近の**生産指標が、比較対象月と比べ5%以上減少**していること等の要件があります

【特例措置の内容】

○助成内容・対象

※令和3年5月1日から令和4年6月30日まで

① 休業手当等に対する助成率 **中小企業4/5、大企業2/3**

解雇等を行わない場合【注】 中小企業9/10、大企業3/4

※助成額の上限 **対象労働者1人1日当たり9,000円**

② 教育訓練を実施した場合、**中小企業2,400円、大企業1,800円を加算**します

③ **新規学卒者**など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象としています

④ **1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能**です

⑤ **雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象**にしています

○以下に該当する場合、助成率・助成額を引き上げています

※令和3年1月8日以降の休業等に適用

⑥ 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の知事による基本的対処方針に沿った要請を受けて営業時間の短縮等に協力する飲食店等について、**助成率を最大10/10【注】に引き上げて**います

※助成額の上限 **対象労働者1人1日当たり15,000円**

⑦ 生産指標が前年又は前々年同期と比べ、最近3か月の月平均値で30%以上減少した全国の企業に関して、**助成率を最大10/10【注】に引き上げて**います

※助成額の上限 **対象労働者1人1日当たり15,000円**

【注】令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合

- 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。
- 事業所の所在地を管轄する労働局またはハローワークにて申請を受け付けております（窓口、郵送またはオンライン）。
- コールセンターで雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。
0120-603-999（受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む））



新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。

【対象者】

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、令和3年10月1日から令和4年6月30日までに事業主が休業させた中小企業の労働者及び大企業のシフト制労働者等

のうち**休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者（※）**

※ 雇用保険被保険者でない方も対象となります。

【支給額】

休業前賃金の **80%（日額上限8,265円）**

※ 令和3年10月から12月までは日額上限9,900円

※ 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に定める施設（飲食店等）の労働者については、令和3年10月1日～令和4年6月30日の期間において、1日あたりの支給上限額が**11,000円**

※ 休業実績に応じて支給

- ・ 1日8時間から3時間の勤務になるなど、**時短営業等で勤務時間が減少した場合でも、1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したものとして対象**となります。
- ・ 週5回から週3回の勤務になるなど、**月の一部分の休業も対象**となります。（就労した日などを休業実績から除いた上で、対象となります。）

【申請期限】

休業した期間	申請期限（郵送の場合は必着）
令和3年10月～令和4年3月	令和4年6月30日（木）
令和4年4月～6月	令和4年9月30日（金）

○既申請分の支給（不支給）決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方→支給（不支給）決定が行われた日から1か月以内に申請いただければ受け付けます。

● 詳細な支給要件や手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。

● コールセンター（0120-221-276）で新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関するお問合せに対応します。

（受付時間 月～金 8:30～20:00／土日祝 8:30～17:15）

i

小学校休業等対応助成金

(労働者を雇用する事業主の方向け)

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主へ助成します。

【対象事業主】

①又は②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主。

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等（※）した小学校等（※※）に通う子ども

※小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象

※※小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園等

② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

【支給額】

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 ×10/10

※令和4年1月1日～2月28日までの休暇取得分は日額上限額11,000円

令和4年3月1日～6月30日までの休暇取得分は日額上限額9,000円

※申請する休暇の期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域に事業所のある企業については、支給上限は1日あたり15,000円

【適用日】

令和3年8月1日～令和4年6月30日の間に取得した有給の休暇

※春休み・夏休み・冬休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。

【申請期間】

●令和4年1月1日～3月31日までの休暇取得分⇒令和4年5月31日（必着）

●令和4年4月1日～6月30日までの休暇取得分⇒令和4年8月31日（必着）

※令和3年8月1日～12月31日までの休暇取得分に係る申請受付は原則終了しています。

● 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。

新型コロナ 休暇支援 検索



● 都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』では、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等を行っています。特別相談窓口や休業支援金・給付金の仕組みによる労働者からの直接申請については、[こちら](#)をご参照ください。

● 一般的なお問合せについては、
雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター
0120-603-999 受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

小学校休業等対応支援金

(委託を受けて個人で仕事をする向け)

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します。

【対象者（委託を受けて個人で仕事をする方）】

①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、**一定の要件**を満たす方。

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等（※）した小学校等（※※）に通う子ども
 ※小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象
 ※※小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園等

② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

一定の要件

- 個人で仕事をする予定であった場合
- 業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から業務内容、業務を行う場所・日時などについて一定の指定を受けているなどの場合

【支給額】

仕事ができなかった日について、

令和4年1月1日～2月28日⇒1日当たり5,500円（定額）

令和4年3月1日～6月30日⇒1日当たり4,500円（定額）

※申請する仕事ができなかった期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域に住所を有する方は1日あたり7,500円（定額）

【適用日】

令和3年8月1日～令和4年6月30日

※春休み・夏休み・冬休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。

【申請期間】

仕事ができなかった日が

令和4年1月1日～3月31日 ⇒ 令和4年5月31日まで（必着）

令和4年4月1日～6月30日 ⇒ 令和4年8月31日まで（必着）

i ● 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。

● お問合せについては、
雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター
0120-603-999

受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）



両立支援等助成金

(介護離職防止支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）)

新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、特別な有給休暇を付与して、介護を行えるような取組を行う中小企業事業主に助成します。

【対象者（事業主）】

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる介護のための有給の休暇制度（※）を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を社内に周知すること

※所定労働日の20日以上取得できる制度

※法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度であることが必要

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、①の休暇を合計5日以上取得すること

【支給額】

取得日数	支給額
合計5日以上10日未満	20万円
合計10日以上	35万円

1 中小事業主あたり5人まで申請可能です

【対象となる労働者】

- ① 介護が必要な家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスが、新型コロナウイルス感染症による休業等により利用できなくなった場合
- ② 家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスについて、新型コロナウイルス感染症への対応のため利用を控える場合
- ③ 家族を通常介護している者が、新型コロナウイルス感染症の影響により家族を介護することができなくなった場合

【適用日】

令和4年4月1日～令和5年3月31日に取得した休暇

【申請期間】

支給要件を満たした翌日から起算して2か月以内

支給要件の詳細や具体的な手続きは以下のURLよりご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html



お問い合わせについては、

各都道府県労働局雇用環境・均等部（室） 受付時間：8：30～17：15（土日祝日除く）

詳細は で検索

新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置による休暇制度導入助成金 (労働者を雇用する事業主の方向け)

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主を助成します。

【対象事業主】

- ①～④の全ての条件を満たす事業主が対象です。
- ①新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る）を整備し、
- ②当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主であって、
- ③令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、当該休暇を合計して5日以上取得させた事業主
- ④本助成金の申請までに、令和3年度「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金」、令和2年度の「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）」及び令和2年度の「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」を受給していないこと。

※雇用保険被保険者でない方も対象となります。

【支給額】

1事業場につき1回限り 15万円

【申請期間】

対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計5日に達した日の翌日から令和5年5月31日まで

※事業場単位ごとの申請です。

- 対象労働者が雇用保険被保険者であった場合、「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）」も利用可能です。

- 支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページをご確認ください。

- ご相談・お問合せは、
最寄りの都道府県労働局[雇用環境・均等部（室）](#)にお願いいたします。
受付時間：8：30～17：15（土日・祝日・年末年始を除く）



① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース） （労働者を雇用する事業主の方向け）

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主を助成します。

【対象事業主】

- ①～③の全ての条件を満たす事業主が対象です。
令和2年5月7日から令和5年3月31日までの間に
- ① **新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度**（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の**6割以上**が支払われるものに限る）を整備し、
 - ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて**労働者に周知**した事業主であって、
 - ③ 当該**休暇を合計して20日以上取得**させた事業主

【支給額】

対象労働者（雇用保険被保険者）1人当たり：28.5万円

※ 1事業所当たり人数の上限：5人まで

【申請期間】

対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計20日に達した日の翌日から令和5年5月31日まで

※事業所単位ごとの申請です。

- **支給要件の詳細や具体的な手続き**は厚生労働省ホームページをご確認ください。
- ご相談・お問合せは、最寄りの都道府県労働局**雇用環境・均等部（室）**にお願いいたします。
受付時間：8：30～17：15（土日・祝日・年末年始を除く）



緊急小口資金・総合支援資金（生活費）

各都道府県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお悩みの方々へ特例貸付を実施しています。（令和4年8月末まで申込受付）

緊急小口資金（一時的な資金が必要な方〔主に休業された方〕）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用の貸付を行います。

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象となります。

貸付上限額 20万円以内

据置期間 1年以内

償還期限 2年以内

貸付利子・保証人 無利子・不要

総合支援資金（生活の立て直しが必要な方〔主に失業された方等〕）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても対象となります。

貸付上限額 （2人以上）月20万円以内 （貸付期間：原則3か月以内）
（単身） 月15万円以内

据置期間 1年以内

償還期限 10年以内

貸付利子・保証人 無利子・不要

※1 今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができます。（緊急小口資金については、令和3年度又は令和4年度の住民税非課税を確認し一括免除を行います。総合支援資金については、①初回貸付分は緊急小口資金と同様に令和3年度又は令和4年度の住民税非課税を確認、②延長貸付分は令和5年度の住民税非課税を確認、③再貸付分は令和6年度の住民税非課税を確認し、それぞれ一括免除を行います。ただし、令和4年4月以降の申請分については、令和5年度の住民税非課税を確認し、それぞれ一括免除を行います。住民税非課税世帯を確認する対象は、借受人及び世帯主となります。）

※2 総合支援資金を新規に申請する場合には、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって貸付を行います。

※3 令和4年12月末以前に返済時期が到来する予定の貸付について、返済の開始時期を令和5年1月まで延長します。令和4年4月以降の申請分については、返済の開始時期を令和6年1月まで延長します。

● 一般的なお問合せは相談コールセンター

0120-46-1999 ※ 平日9:00～17:00

● 生活支援特設ホームページ（特例貸付）は[こちら](#)

● お申込みは[お住まいの市区町村社会福祉協議会](#)にお電話ください。

※ 郵送でのお申込みもできます。

※ 都道府県・指定都市社協のHPでは、“リンク集”や“市町村・区社協一覧（名簿）”として市区町村社協HPを掲載しております。掲載されていない場合は、インターネット上の検索サイトを利用して検索をお願いします。



① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

休業や労働時間変更への対応

新型コロナウイルス感染症に関連して、労働者を休ませる場合の措置や労働時間の考え方についてのQ&Aを厚生労働省でまとめております。

どんな情報が確認できるの？

感染防止に向けた柔軟な働き方

- ・テレワークの導入
- ・時差出勤の導入 など

労働者を休ませる場合に講ずべき措置（休業手当、特別休暇など）

- ・感染した方の休業や発熱などがある方の自主休業の手当
- ・年次休暇と病気休暇の取り扱い
- ・パートタイム／外国人等への適用 など

労働時間の減少や増加への対応（変形労働時間制、36協定の特別条項など）

- ・変形労働時間制の導入や変更、解約
- ・36協定の特別条項
- ・労働基準法第33条の適用 など

詳しくは、以下のQRコードまたは厚生労働省HPから「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」をご覧ください。

【お問合せ先】

厚生労働省：03-5253-1111（代表）

詳細は、 で検索、

または、右のQRコードよりご確認ください。



都道府県労働局及び労働基準監督署における配慮

都道府県労働局及び労働基準監督署において、新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大が中小企業等に与える影響に配慮すること等を徹底するよう、厚生労働大臣から事務次官に対して指示、事務次官から依命通達を发出。

1. 中小企業等への配慮

労働施策基本方針における「その他の事情」には、新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大が中小企業等に与える影響も含まれることを明確化。

○労働施策基本方針（平成30年12月28日閣議決定）（抄）

（略）中小企業等における労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態その他の事情に配慮し中小企業等の立場に立った対応を行い、労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令に係る違反が認められた場合においても、当該中小企業等の事情を踏まえ、使用者に対し自主的な改善を促していく。

2. 労働基準法第33条の解釈の明確化

新型コロナウイルス対策のためのマスクの増産等について、労働基準法第33条第1項（災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等の延長）の対象となり得ることを明確化。

3. 1年単位の変形労働時間制の運用の柔軟化

1年単位の変形労働時間制を採用している事業場において、新型コロナウイルス感染症対策のため、当初の予定どおりに制度を実施することが企業の経営上著しく不相当と認められる場合には、特例的に、期間の途中であっても、労使協定を締結し直すこと等も可能であることを示した。

4. 36協定の特別条項の考え方の明確化

36協定届に繁忙の理由が新型コロナウイルス感染症によるものであると明記されていなくとも、特別条項の理由として認められ得ることを明確化。

【お問合せ先】最寄りの都道府県労働局

新型コロナウイルス感染症に関する特別労働相談
窓口一覧または、右のQRコードよりご確認ください。



外国人の在留資格取扱い

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、外国人の在留資格の取扱いを変更します。

どんな変更をしているの？

①「在留資格認定証明書」※の有効期間延長

「在留資格認定証明書」について、通常は「3か月間」有効であるところ、令和元年10月1日以降、令和3年1月29日までに作成されたものについては、入国制限措置が解除された日から6か月又は令和3年4月30日までのいずれか早い日まで有効としています。この変更により、上記期間が過ぎるまで、在留資格認定証明書をビザ等の申請に使うことができますようになります。

※在留資格認定証明書は、外国人が日本で行おうとする活動（就労など）について、地方出入国在留管理局が事前に審査し、条件に適合すると認められる場合に交付。証明書の提示により、ビザの審査が迅速に行われる。

※3か月以上過ぎてから在留資格認定証明書を使う場合は、企業などが、「予定通りの活動ができること」を記載した書類を出す必要がある。

※入国制限措置が解除された日とは、滞在中の国・地域の「上陸拒否」及び「既に発給された査証の効力停止」のいずれも解除された日をいう。

(参考) 法務省HP

入国制限措置解除日に係る国・地域について

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00155.html



②技能実習生の在留資格変更手続き

- ▶ 本国への帰国が困難な場合、「特定活動（6か月・就労可）」又は「特定活動（6か月）・就労不可」への在留資格変更が可能です。
- ▶ 試験の取りやめなどで、技能実習の次の段階(2号又は3号)へ移行できない場合、「特定活動(4か月・就労可)」への在留資格変更が可能です。
- ▶ 技能実習2号を修了後、特定技能1号への移行に時間がかかる場合、「特定活動(4か月・就労可)」への在留資格変更が可能です。

(参考) 法務省HP

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについて

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00026.html



技能実習生に係る新型コロナウイルス感染症への対応について (Q&A) (左のQRコード)

<http://www.moj.go.jp/content/001319087.pdf>

【お問合せ先】

最寄りの地方出入国在留管理官署

以下のURLもしくは、右のQRコードよりご確認ください。

<http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/index.html>



大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

テレワークに関する情報提供

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

感染拡大防止にあたっては、テレワークも有効な手段です。テレワーク導入企業の事例や相談窓口をご紹介します。

1. テレワーク導入事例の紹介

テレワーク先進企業では以下の取組が実施されています。

○業務内容を整理した結果、技術部門の社員や勤務社労士であればパソコンでの業務が多く、成果が見える業務のため、テレワークが可能であると判断。合わせてテレビ会議の仕組みを導入。（製造業）

○持ち帰り専用のノートPCから社内ネットワークへのアクセスできる仕組みを整備。またコミュニケーションツールを活用し、WEB会議やチャットなどでオフィスとコミュニケーションを図れるようにした。（サービス業）

これ以外にも以下のサイトにて優れた事例を紹介しております。テレワーク関連情報もまとめて掲載されておりますので、ご確認ください。

① テレワーク総合情報サイト（総務省）

🔍 テレワーク総合情報サイト で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



② テレワーク総合ポータルサイト（厚生労働省）

🔍 テレワーク総合ポータルサイト で検索、
または右QRコードよりご確認ください。



2. 相談窓口

テレワーク相談センター（厚生労働省）（東京都以外の企業について利用可能）

平日9:00～17:00（土日祝日除く）

電話：0120-861009（ナビダイヤル）（自動音声に従い、2を押してください）

メール：sodan@japan-telework.or.jp

東京テレワーク推進センター（厚生労働省）（東京都の企業について利用可能）

平日9:00～17:00（土日祝日除く）

電話：0120-861009（ナビダイヤル）（自動音声に従い、1を押してください）

メール：suisin@japan-telework.or.jp

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

テレワークにかかる 専門家からの指導・助言

1. テレワークマネージャー相談事業（総務省）

テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家が無料で、テレワークの導入に関するアドバイス等を実施します。

【相談実施期間】令和4年3月中旬まで

【費用】コンサルティング費用は無料、通信料は利用者負担

テレワークマネージャー相談事業（総務省）

🔍 テレワークマネージャー相談事業 で、検索
または右のQRコードよりご確認ください。



2. テレワーク・サポートネットワーク事業（総務省）

全国各地の中小企業等へのテレワーク導入促進のため、地域の中小企業を支える団体と協力し、テレワークの相談・問合せ対応や、相談会等を実施することで各地域におけるテレワークの導入をサポートします。

テレワーク・サポートネットワーク事業（総務省）

🔍 テレワーク・サポートネットワーク事業 で、検索
または右のQRコードよりご確認ください。



3. 中小企業デジタル化応援隊事業（再掲）

中小企業のデジタル化・IT活用の専門的なサポートを充実させるため、フリーランスや兼業・副業人材等を含めたIT専門家を「中小企業デジタル化応援隊」として選定し、その活動を支援します。

中小企業デジタル化応援隊事業

🔍 中小企業デジタル化応援隊事業 で、検索
または右のQRコードよりご確認ください。



テレワーク設備導入 にかかる費用の支援

1. 人材確保等支援助成金（テレワークコース）（厚生労働省）

新たにテレワークを導入した中小企業事業主に対して、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費について助成します。

詳細・申請方法はこちらのQRコードよりご確認ください。

人材確保等支援助成金（テレワークコース）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html



2. IT導入補助（生産性革命推進事業の内数）（再掲）

事業継続性確保の観点から、業務効率化ツールと共にテレワークツールの導入を支援します。（39ページ参照）

3. 税制面での支援

① 少額減価償却資産の特例

中小企業は、30万円未満のテレワーク用設備（パソコンやソフトウェア）について、全額損金算入することが可能です。

② 中小企業経営強化税制

「中小企業経営強化税制」に、デジタル化促進のための設備投資に係る新たな類型を追加し、テレワーク用設備等を導入する場合に、即時償却又は設備投資額の7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除がご活用いただけます。

詳細・申請方法は「[中小企業税制パンフレット](#)」をご確認ください。

 中小企業税制パンフレット  で検索、または右のQRコードよりご確認ください。※税制パンフレット9、22ページに記載しております。



③ 在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ（源泉所得税関係）

企業が従業員に対して支払う在宅勤務手当や、企業が従業員に支給する事務用品、通信費、電気料金等の取扱いについて、国税庁よりFAQが公開されています。

詳細は、 国税庁  で検索、または、右のQRコードよりご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf>



テレワーク設備導入 にかかる費用の支援

4. IT活用促進資金

ITを活用した事業や、テレワークの導入を行う際に、日本政策金融公庫の特別貸付が受けられます。IT活用のための投資を行う中小企業・小規模事業者及び認定情報処理支援機関が対象になります。

<貸付限度>

中小企業事業：7億2,000万円（うち長期運転資金2億5,000万円）



国民生活事業：7,200万円（うち運転資金4,800万円）

<貸付利率>

基準利率～基準利率▲0.90%

<貸付期間>

設備資金：20年以内
運転資金：7年以内

詳細は、 IT活用促進資金  で検索、または、

右のQRコードよりご確認ください。

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11_itsikin_m_t.htm



お問い合わせ先

・日本政策金融公庫全国各店舗

URL：<https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html>

・事業資金相談ダイヤル

電話：0120-154-505

現地進出企業・現地情報 及びジェトロ相談窓口

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓


⑤ 経営環境

⑥ 税等

ジェトロ（日本貿易振興機構）HPにて、新型コロナウイルス感染症の影響等に関する様々な情報を紹介しています。

① 新型コロナウイルス特集ページの開設

世界各地の新型コロナウイルス感染症関連情報について、随時更新される以下特設ウェブサイト「新型コロナウイルス感染拡大の影響」に、ジェトロ海外事務所を通じて収集した最新情報を掲載しています。同サイトでは、地域別に情報を掲載しており、検索も容易です。また、「基本情報」、「動画解説」、「オンデマンド配信セミナー」、「企業に対する支援策」、「関連リンク」など各種の関連情報も発信しています。

詳細は、 ジェトロ で検索、または

以下のURLもしくは右のQRコードよりご確認ください。

<https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/>



② 新型コロナウイルス関連海外ビジネス相談窓口

ジェトロでは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた中小企業等に対する海外ビジネスに関連した相談窓口を設置しています。

平日 9:00～12:00/13:00～17:00（土日祝日除く）
03-3582-5651

例えば、こんなご相談をいただいています。

- （1）新型コロナウイルス感染拡大による輸送ルートへの影響について
- （2）マスク、防護服、体温計、検査キットなどの輸出入手続きについて

外国企業、在日外資系企業向け多言語ヘルプラインもごさいます。

平日9:00～18:00（土日休日を除く）

（日本語） [+81-\(0\)3-6628-7261](tel:+81366287261)

（英語） [+81-\(0\)3-6628-7264](tel:+81366287264)

（中国語） [+81-\(0\)3-6633-6946](tel:+81366336946)

詳しくはこちら：<https://www.jetro.go.jp/invest/helpline.html>

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

貿易保険による支援策

貿易保険とは？

貿易保険は日本企業が行う海外取引（輸出・投資・融資）の輸出不能や代金回収不能、海外投資先の休業等のリスクをカバーする保険です。

（株）日本貿易保険（NEXI）は政府出資100%の公的金融機関として、日本からの輸出や海外投資について、民間保険会社ではカバーできないリスクをてん補する貿易保険を提供しております。

① 新型コロナウイルス感染症に関する補償の取り扱い

貿易一般保険及び海外投資保険において、新型コロナウイルス感染症拡大による損失についても、保険金の支払い対象となります。

② 貿易保険の手続きの期限猶予等

所定の手続期限までの対応が難しい場合、NEXIでは貿易保険の契約にかかる諸手続、保険事故・回収関連の被保険者義務の猶予等を行っております。

【お問合せ先】

○ 各種保険契約の諸手続に関するお問合せ・ご相談
輸出保険・投資保険のお問い合わせ窓口

営業第一部 お客様相談窓口：0120-671-094

大阪支店 お客様相談窓口：0120-649-818

○ 保険事故・回収関連の諸手続に関するお問合せ・ご相談

債権業務部査定グループ及び回収グループ：0120-673-094

輸出入手続きの緩和等について

新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等が見込まれることから、新たな特例措置も含め、貿易管理上の注意事項とそれに対する相談窓口等をまとめました。

1. 輸入関連

○輸入承認証の有効期間が過ぎるおそれのある場合

→ 有効期間の延長を申請することが可能です。【外為法】

○まぐろ類に係る証明書等の原本の提出が困難である場合

→ 当該証明書等の写しの提出に替えることが可能です。【外為法】

2. 輸出関連

輸出許可証又は輸出承認証の有効期間が過ぎるおそれのある場合

→ 有効期間の延長を申請することが可能です。【外為法】

なお、輸出入ともに、各国政府機関等により、ワシントン条約に基づき発行された輸出許可証等、ダイヤモンド原石の国際証明制度に基づき発行されたキンバリー・プロセス証明書又は日本商工会議所により発行された特定原産地証明書等については、延長はできませんので、ご注意ください。

3. 申請に係る押印の取扱い

輸出許可証、輸出承認証又は輸入承認証の内容変更又は有効期間の延長に係る申請において、当該申請書への押印（代表者印等）が難しい場合には、それぞれの申請で必要な添付書類に加え、「理由書（様式自由）」の提出をもって、押印を不要とします。【外為法】

4. 申請受付等について【外為法】

○申請・受領については、郵送・電子申請のみ可能とします。

○問い合わせ・相談等について、窓口での相談受付は原則行いません。電話又はメールでご連絡ください。

詳細は、以下のURLまたは右のQRコードよりご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/01_gaitame/coronavirus.html



賃貸借契約についての基本的なルール

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた賃貸借契約の当事者の皆様に向けて、法務省より賃貸借契約に関する民事上のルールを説明したQ&Aが公表されています。

Q1：新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少し、現在借りている建物の家賃が払えなくなりました。すぐに退去しなければならないのですか。

A：賃料の支払義務の履行は重要ですが、建物の賃貸借契約においては、賃料の未払が生じて、信頼関係が破壊されていない場合には、直ちに退去しなければならないわけではありません。

Q2：新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、今後、家賃を払い続ける見通しが立ちません。家賃の減額や支払猶予等について、オーナーと交渉することはできないでしょうか。

A：賃貸借契約に定められている協議条項に基づき、オーナーと家賃の減額や支払猶予等について交渉を申し入れることが考えられます。

Q3：テナントが新型コロナウイルス感染症の影響により営業を休止することとなった場合、賃料が減額されることにはならないのですか。

A：当事者間でこのような場合についてあらかじめ合意している場合には、それによることになります。また、当事者間での協議も重要です。協議に当たっては、賃料の減免の要否や程度等について、事案ごとの事情を考慮して判断していただくことになります。

なお、テナントが休業した場合にも様々な場合がありますが、一例を挙げると、別段の合意がない場合において、オーナーは賃貸物件の使用を許容しているにもかかわらず、テナントが営業を休止している場合には、賃貸物件を使用収益させる賃貸人の義務は果たされており、テナントは賃料支払義務を免れないものと考えられます。他方、商業施設のオーナーが施設を閉鎖し、テナントが賃貸物件に立ち入れず、これを全く使用できないようなときは、賃貸人の義務の履行がないものとして、テナントは賃料支払義務を負わないことになると考えられます。

法務省HPでは、上記の質問・回答に加え、それぞれについての説明も掲載されています。より詳しい内容を確認したい方はこちらをご覧ください。

法務省HP 賃貸借契約に関する民事上のルールを説明したQ&A
<http://www.moj.go.jp/content/001320302.pdf>



納税猶予・納付期限の延長

1. 国税の納付の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、「換価の猶予」が認められることがあります。また、以下の事情がある場合には、「納税の猶予」が認められることがあります。

猶予に関する一般的な質問等については、「国税局猶予相談センター」にご相談いただき、猶予制度の詳細や個別の事情については、「所轄の税務署（徴収担当）」にご相談ください。

【個別の事情の例】


- ①災害により財産に相当な損失が生じた場合、
- ②ご本人又はご家族が病気にかかった場合、
- ③事業を廃止し、又は休止した場合、
- ④事業に著しい損失を受けた場合

【リーフレットはこちら】



猶予が認められた場合

- ◆ 原則、**1年間猶予が認められます**。
(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- ◆ **猶予期間中の延滞税が軽減** (注) **又は免除**されます。
(注) 通常年8.8% → 軽減後年1.0% (令和3年中の割合)
- ◆ 財産の差押えや換価 (売却) が猶予されます。

詳細は、 **国税庁** で検索、または、
以下のURLもしくは右のQRコードよりご確認ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm



2. 地方税の納付の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方への徴収の猶予、換価の猶予等について、柔軟かつ適切に対応するよう、地方公共団体に対し要請をいたしました。

1. 徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下の事情がある場合には、猶予制度が認められることがあります。

【個別の事情】

- ① 災害により財産に相当な損失が生じた場合
- ② ご本人又はご家族が病気にかかった場合
- ③ 事業を廃止し、又は休止した場合
- ④ 事業に著しい損失を受けた場合

2. 申請による換価の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合は、申請による換価の猶予制度が認められることがあります。

【お問合せ先】

徴収の猶予等に関する具体的なご相談・お問い合わせは、お住まいの都道府県・市区町村にお願いいたします。

欠損金の繰戻し還付

1. 欠損金の繰戻し還付制度

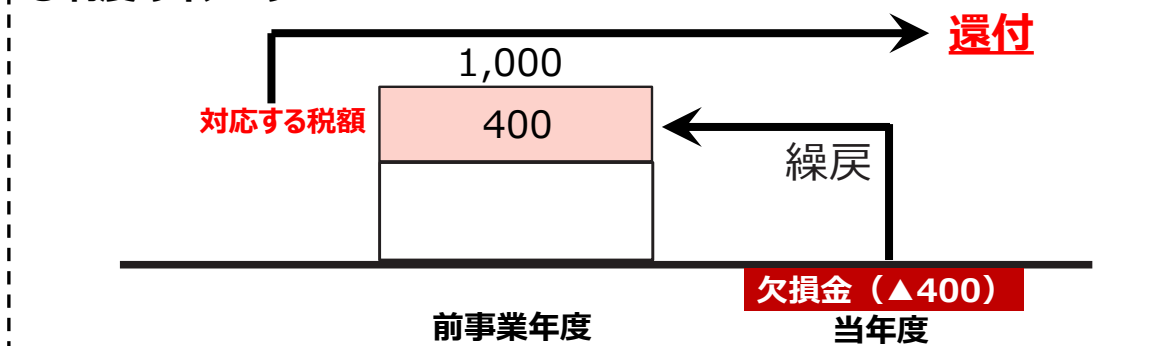
資本金1億円以下の中小企業は、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができます。

今般、本制度の適用対象を、資本金10億円以下の中堅企業にも拡大します。

現行	特例
中小企業者（資本金1億円以下）	資本金1億円超～10億円以下の法人に拡大

※令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金について適用

○制度のイメージ

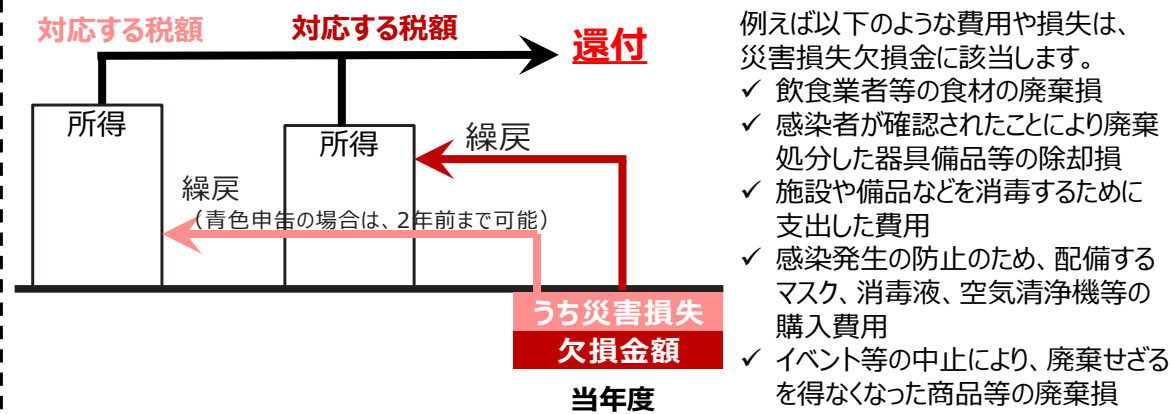


2. 災害損失欠損金の繰戻し還付制度

新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した場合には、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けられる場合があります。

※災害損失欠損金の繰戻し還付制度とは、災害により災害損失欠損金が生じた法人について、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を、その災害欠損事業年度開始の前1年（青色申告書を提出する法人である場合には、前2年）以内に開始した事業年度に繰戻して法人税の還付を受けることができる制度です。

○制度のイメージ



例えば以下のような費用や損失は、災害損失欠損金に該当します。

- ✓ 飲食業者等の食材の廃棄損
- ✓ 感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
- ✓ 施設や備品などを消毒するために支出した費用
- ✓ 感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用
- ✓ イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

詳細は以下のURLまたは右のQRコードよりご確認ください。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure3.pdf



固定資産税等の軽減の全体像

固定資産税・都市計画税について、要件を満たした場合に、納税が猶予・軽減されます。

- (※) **納税猶予**の要件
 → 2020年2月～納付期限までの任意の1ヶ月以上の収入が
 前年同期比概ね**20%以上減少**

支払い 対象 資産	2020年 (2020年1月1日時点で 保有するものが課税対象)	2021年 (2021年1月1日時点で 保有するものが課税対象)	2022年 (2022年1月1日時点で 保有するものが課税対象)
土地 【固定資産税・ 都市計画税】	納税猶予 (※) (無担保・延滞税なし)	2021年分の支払い 2020年 猶予分の支払い	2022年分 の支払い
事業用家屋 【固定資産税 ・都市計画税】	納税猶予 (※) (無担保・延滞税なし)	2020年 猶予分の支払い	2022年分 の支払い
新規取得した場合の固定資産税 最大ゼロ ・対象資産：2020年4月30日～2023年3月31日までに取得したもの。 ・ 先端設備等導入計画 の提出が必要です。			
償却資産 (機械・設備等) 【固定資産税】	納税猶予 (※) (無担保・延滞税なし)	2020年 猶予分の支払い	2022年分 の支払い
新規取得した場合の固定資産税 最大ゼロ ・対象資産：2017年～2023年3月31日までに取得したもの (2020年4月30日以降に取得した 構築物も対象) ・ 先端設備等導入計画 の提出が必要です。			

【お問い合わせ先】 中小企業税制サポートセンター : [03-6281-9821](tel:03-6281-9821)

固定資産税等の軽減

1. 固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充・延長

現在、中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間、固定資産税が減免されますが、今般、本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物※を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長します。※門や塀、看板（広告塔）や受変電設備など。

国 (導入促進指針の策定)	協議 ↑ ↓ 同意	市町村 (導入促進基本計画の策定)	申請 ↑ ↓ 認定	中小企業 (先端設備等導入計画の策定)
対象地域	全国1,646自治体 （うち1,642がゼロ（2月末時点）） ※導入促進基本計画の同意を受けた市町村			
対象設備	機械装置・器具備品などの償却資産 ※旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの 事業用家屋と構築物を対象に追加 <ul style="list-style-type: none"> 事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの 構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの ※既に「先端設備等導入計画」の申請をしている方は、計画を変更し、事業用家屋と構築物の導入について同計画中に位置付ける必要があります。			
特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%）について、投資後3年間、ゼロ～1/2に軽減 ※軽減率は各自治体が条例で定める			

【お問い合わせ先】 中小企業税制サポートセンター : [03-6281-9821](tel:03-6281-9821)

厚生年金保険料等の猶予制度

納付猶予特例を受けていた事業主の方など、納付猶予特例終了後も、厚生年金保険料等の納付が困難な場合は、猶予制度を受けられることがあります。

※ 納付猶予特例とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった場合に、無担保・延滞金なしで、1年間納付を猶予する仕組み。（令和2年1月分から令和2年12月分までの厚生年金保険料等が対象）

詳しくは最寄りの年金事務所までご相談ください。

※ 健康保険料に係るお問合せ先は、協会けんぽ加入の場合は年金事務所、健康保険組合加入の場合は健康保険組合となります。

厚生年金保険料等の猶予制度を受けた場合、

- 猶予期間中の**各月に分割して納付**いただけます。
- 猶予期間中は、**延滞金が年8.7%から0.9%に軽減**されます。
※ 令和4年1月1日以降、上記の割合に変更となっております。
- **財産の差押えや換価（売却等現金化）が猶予**されます。

猶予を受けられる期間は、

- **原則、1年以内**となります。
- なお、1年の猶予期間での納付が困難な場合には、資力等の状況を確認の上、**1年を超える期間を前提とした分割納付も認められることがあります。**
- 担保を提供できることが明らかな場合を除いて**担保の提供は不要**となります。

※ 労働保険料についても、同様の仕組みが適用されます。（猶予制度を受けた場合、延滞金が免除）お問合せ先は、都道府県労働局となります。

※ 国税、地方税又は労働保険料等に猶予申請をされた場合、その際の申請書や財産収支状況書等の写しを添付することで、一部の記載や書類の添付が省略できます。

【お問合せ先】

最寄りの年金事務所（以下URLもしくは右のQRコード）

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



厚生年金保険料等の標準報酬月額の特例改定

新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、令和3年4月から令和4年6月までの間に休業により報酬が著しく下がった方について、一定の条件に該当する場合は、事業主の届出により、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、**特例により翌月から改定可能**です。

また、**既に特例改定を受けた方**のうち、一定の条件に該当する場合は**令和3年9月から適用される定時決定を特例により変更可能**です。

【対象となる方①】（それぞれ(1)から(3)のすべてに該当する方が対象）

- 1 令和3年4月から7月までの間に休業により報酬が著しく低下した方の特例**
- (1) **新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、報酬が著しく低下した月が生じた方**
 - (2) **著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）に該当する標準報酬月額が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方**
※ 固定的賃金（基本給、日給等単価等）の変動がない場合も対象となります。
 - (3) **本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している**
※ 被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。（改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。）

詳細は、以下を検索、又は右のQRコードよりご確認ください。

年金機構 特例改定延長

検索

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tokureikaitei2.html>



【対象となる方②】（それぞれ(1)から(3)のすべてに該当する方が対象）

- 2 令和3年8月から令和4年6月までの間に休業により報酬が著しく低下した方の特例**
上記1と同様の条件となります。
- 3 令和2年6月から令和3年5月までに休業により著しく報酬が低下し特例改定を受けている方の特例**
- (1) **新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、令和2年6月から令和3年5月までに報酬が著しく低下し、特例改定を受けた方**
(令和2年度において、定時決定における保険者算定の特例を受けた方を含む・休業が回復した者を除く)
 - (2) **令和3年8月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が、9月の定時決定で決定された標準報酬月額に比べて2等級以上低い方**
 - (3) **本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している(上記1と同様)**

詳細は、以下を検索、又は右のQRコードよりご確認ください。

年金機構 特例改定延長

検索

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tokureikaitei3.html>



【対象となる保険料】

休業により報酬が急減した月（3の場合は8月）の翌月以降の保険料が対象となります。

- ※ 上記1に該当する場合は、令和3年9月末日までに届出があったものが対象となります。
- ※ 上記2又は3に該当する場合は、令和3年8月から12月までを急減月とするものは令和4年2月未まで、令和4年1月から3月までを急減月とするものは令和4年5月未まで、令和4年4月から6月までを急減月とするものは令和4年8月未までに届出があったものが対象となります。
- ※ いずれも、それまでの間は遡及して申請が可能です。給与事務の複雑化や年末調整等への影響を最小限とするため、改定をしようとする場合はできるだけ速やかに提出をお願いします。

【申請手続について】

月額変更届（特例改定用）に申立書を添付し管轄の年金事務所に申請してください。

- ※ 管轄の年金事務所へ郵送してください。（窓口へのご提出も可能です。）
- ※ 届書及び申立書については日本年金機構ホームページからダウンロードできます。
- ※ 本特例措置は、対象となる方①と②のそれぞれで1回ずつ申請を行うことができます。
- ※ 健康保険組合に加入の場合は、健康保険料の標準報酬月額の特例改定の申請先は健康保険組合になります。

i	ねんきん 加入者ダイヤル	0570-007-123（ナビダイヤル）
		03-6837-2913（050から始まる電話でおかけになる場合）

・受付時間：月～金曜日：午前8時30分～午後7時 第2土曜日：午前9時30分～午後4時

国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う影響を考慮し、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）の徴収猶予等が認められる場合があります。

厚生労働省から都道府県に対し、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険関係事務の取扱いについて、下記のとおり示していますので、まずはお住まいの市区町村又は国民健康保険組合にお問い合わせください。

1. 届出・申告期間を経過した者の取扱い

国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の資格取得、資格喪失、住所変更等の届出・申告については、これらの届出の事由が生じた日から14日以内に届出を行わなければならないこと等とされているが、今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、その感染拡大を十分に防止することが求められていること等も踏まえ、やむを得ない理由による届出等の遅延を認めるなど、柔軟に運営いただきたいこと。

2. 保険料（税）徴収猶予の取扱いについて

特別な理由がある者については、条例等の定めるところにより、保険者の判断で、保険料（税）の徴収猶予を行うことが可能とされているので、これを踏まえ、各保険者において、これについての周知も含め、適切に運営いただきたいこと。

【お問合せ先】

- 国民健康保険料（税）について
⇒ お住まいの市区町村の国民健康保険担当課
(国民健康保険組合にご加入の方は、加入されている組合)
- 後期高齢者医療制度の保険料について
⇒ お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当課
- 介護保険料について
⇒ お住まいの市区町村の介護保険担当課

電気・ガス料金の支払猶予等について

個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の未払いによる供給停止の猶予など、電気・ガス料金の支払いの猶予について、柔軟な対応を行うことを要請いたしました（令和2年4月7日）。

【お問合せ先】

電気・ガス料金の支払いにお悩みの方は、まずは一度、御契約されている電気・ガス事業者に御相談をお願いいたします。

電気料金に関する対応事業者一覧（対応予定を含む）

https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_electric.pdf（右のQRコード）



ガス料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)

https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_gas.pdf（左のQRコード）

※緊急小口資金若しくは総合支援資金の貸付を受けた方、これらの貸付を受けようとする方又は電気・ガス料金の支払いに困難な事情があると認められる方に係る託送料金等の支払期日に関し、従来の措置に加え、新たに令和4年6月分の料金について1か月繰り延べることとする等の特例措置（注）を講じています（令和4年5月27日）。

（注）措置を講じている事業者

○電気：北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社、沖縄電力株式会社

○ガス：東京ガスネットワーク株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、東邦ガスネットワーク株式会社、東邦瓦斯株式会社、西部瓦斯株式会社、東部瓦斯株式会社等

「持続化給付金」受給事業者を対象 としたNHK放送受信料の免除について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの中小企業や個人事業者の事業継続が困難となる事態が生じていることから、持続化給付金の給付決定を受けた事業者の負担を軽減するための緊急的な措置として、受信料の免除を行います。

【免除する放送受信契約の範囲】

持続化給付金の給付決定を受けた者が、事業所など住居以外の場所に受信機を設置して締結している放送受信契約

※令和3年3月31日までにNHKに免除の申請をした場合に限りです。

【免除の期間】

NHKに免除の申請をした月とその翌月の2か月間

※受信機を設置した月に、受信契約を締結して、免除を申請した場合は、その翌月および翌々月の2か月間

【免除の申請方法】

①「免除申請書」をNHKホームページ（以下URL・QRコードを掲載）よりダウンロードしていただき、記載例を参照のうえ、必要事項を記入。

■ 免除申請書のダウンロード

https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/pdf/corona_jushinryo_menjo.pdf



②記入例のページ下部から、あて先（NHK東京事務センター行）を切り取っていただき、封筒（長形3号サイズ）に貼ってください。

③「免除申請書」と「持続化給付金給付通知書のコピー（「宛名」と「通知内容」の両面）を封筒（長形3号サイズ）に入れて郵送してください。

※「持続化給付金」給付通知書（コピー）が免除の証明書となるため、同封されていない場合、免除することができませんのでご注意ください。

【留意点】

休業により一時的に受信契約を解約されている場合など、受信契約を締結されていない場合は、免除を受付することができません。受信契約を新たに締結した後に、再度、免除の申請をしてください。

【詳細・お問合せ先】NHKホームページをご確認ください。

○本社所在地のNHK放送局「ご相談窓口」

<https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/menjo/window.html>

○受信料免除以外にも、事業所割引等の取扱いについてご案内しております

https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/corona_jigyousyo_tasuu.html



リンク集

Q. 都道府県、市町村など各自治体の支援策を知りたい。

- A. 中小企業基盤整備機構が運営する情報発信サイト「J-Net21」にて、各自治体の支援策をまとめております。



[https://j-net21.smrj.go.jp/
support/tsdlje00000085bc.html](https://j-net21.smrj.go.jp/support/tsdlje00000085bc.html)



Q. 農林漁業者が活用できる資金繰り支援について知りたい。

- A. 農林水産省HPでは、資金繰りが困難な農林漁業者の皆様向けの資金繰り支援策を紹介しております。



[https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/
attach/pdf/index-25.pdf](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/index-25.pdf)

Q. 政府系金融機関、信用保証協会のHPを確認したい。

- A. 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、全国信用保証協会連合会HPでも、支援策を紹介しております。



[https://www.jfc.go.jp/n/finance/
/saftynet/covid_19.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19.html)



[https://www.shokochukin.
co.jp/disaster/corona.html](https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html)



[https://www.zensinhoren.or.jp/
model-case/keiei-shisho.html](https://www.zensinhoren.or.jp/model-case/keiei-shisho.html)



Q. 補助金の電子申請に必要なGビズIDを取得したい。

- A. 補助金等（一部）の電子申請に必要なGビズIDの取得については、申請から2～3週間要する場合があります。GビズIDが必要な補助金の申請をお考えの方は、お早めに取得の申請をされることをお勧めします。

補助金申請
システム

jGrants

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

